

○平成二十六年総務省告示第百三十八号（シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、周波数分割複信方式を用いるもの及び時分割複信方式を用いるもののうち、三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものの技術的条件を定める件）の一部を改正する告示案 新旧対照表（傍線部は変更部分）

平成二十六年総務省告示第 号	平成二十六年総務省告示第 三百三十八号																																		
無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の九第一項第二号ロ及びハ、第二項第二号、第四十九条の六の十第一項第二号ロ、第三項第二号並びに第四項第六号、別表第二号第12の4(4)オ及び5(5)並びに別表第三号17(3)の規定に基づき、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、周波数分割複信方式を用いるもの及び時分割複信方式を用いるもののうち、三・四 GHzを超え三・六 GHz以下の周波数の電波を送信するものの技術的条件を次のように定める。 一 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、周波数分割複信方式を用いるものの技術的条件 1 設備規則第四十九条の六の九第一項第二号ロの総務大臣が別に告示する隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。 (1) 基地局の送信装置 ア 一の搬送波を送信する送信装置 次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅の周波数範囲に輻射される平均電力が、搬送波の電力よりも四四・二デシベル以上低い値又は当該周波数範囲の任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅に輻射される平均電力が（二）一三dBm（電力の一ミリワットに対する比をデシベルで表したものをいう。以下同じ。）以下の値であること。	無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第四十九条の六の九第一項第二号ロ及びハ、第二項第二号、第四十九条の六の十第一項第二号ロ、第三項第二号並びに第四項第六号、別表第二号第12の4(4)オ及び5(5)並びに別表第三号17(3)の規定に基づき、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、周波数分割複信方式を用いるもの及び時分割複信方式を用いるもののうち、三・四 GHzを超え三・六 GHz以下の周波数の電波を送信するものの技術的条件を次のように定める。 一 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、周波数分割複信方式を用いるものの技術的条件 1 設備規則第四十九条の六の九第一項第二号ロの総務大臣が別に告示する隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。 (1) 基地局の送信装置 ア 一の搬送波を送信する送信装置 次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅の周波数範囲に輻射される平均電力が、搬送波の電力よりも四四・二デシベル以上低い値又は当該周波数範囲の任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅に輻射される平均電力が（二）一三dBm（電力の一ミリワットに対する比をデシベルで表したものをいう。以下同じ。）以下の値であること。																																		
<table><tr><th>チャネル間隔（MHz）</th><th>離調周波数（MHz）</th><th>周波数幅（MHz）</th></tr><tr><td rowspan="2">五</td><td>五</td><td>四・五</td></tr><tr><td>一〇</td><td>四・五</td></tr><tr><td rowspan="4">一〇</td><td>七・五</td><td>三・八四</td></tr><tr><td>一〇</td><td>九</td></tr><tr><td>一一・五</td><td>三・八四</td></tr><tr><td>二〇</td><td>九</td></tr></table>	チャネル間隔（MHz）	離調周波数（MHz）	周波数幅（MHz）	五	五	四・五	一〇	四・五	一〇	七・五	三・八四	一〇	九	一一・五	三・八四	二〇	九	<table><tr><th>チャネル間隔（MHz）</th><th>離調周波数（MHz）</th><th>周波数幅（MHz）</th></tr><tr><td rowspan="2">五</td><td>五</td><td>四・五</td></tr><tr><td>一〇</td><td>四・五</td></tr><tr><td rowspan="4">一〇</td><td>七・五</td><td>三・八四</td></tr><tr><td>一〇</td><td>九</td></tr><tr><td>一一・五</td><td>三・八四</td></tr><tr><td>二〇</td><td>九</td></tr></table>	チャネル間隔（MHz）	離調周波数（MHz）	周波数幅（MHz）	五	五	四・五	一〇	四・五	一〇	七・五	三・八四	一〇	九	一一・五	三・八四	二〇	九
チャネル間隔（MHz）	離調周波数（MHz）	周波数幅（MHz）																																	
五	五	四・五																																	
	一〇	四・五																																	
一〇	七・五	三・八四																																	
	一〇	九																																	
	一一・五	三・八四																																	
	二〇	九																																	
チャネル間隔（MHz）	離調周波数（MHz）	周波数幅（MHz）																																	
五	五	四・五																																	
	一〇	四・五																																	
一〇	七・五	三・八四																																	
	一〇	九																																	
	一一・五	三・八四																																	
	二〇	九																																	

一五	一〇	三・八四
	一五	一三・五
	三〇	一三・五
二〇	一二・五	三・八四
	一七・五	三・八四
	二〇	一八
	四〇	一八

注 1 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子に隣接チャネル漏えい電力の許容値を適用する。

イ 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置

(7) 同時に送信する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数及び最も低い周波数より低い周波数

複数の搬送波を送信した状態で、同時に送信する搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波のチャネル間隔（搬送波のチャネル間隔とは、当該搬送波の周波数を使用する無線局の無線設備のチャネル間隔をいう。以下同じ。）に応じたアの許容値を適用する。この場合において、搬送波の電力よりも四四・二デシベル以上低い値は、当該最も高い周波数の搬送波又は当該最も低い周波数の搬送波の電力よりも四四・二デシベル以上低い値とする。

(4) 同時に送信する複数の搬送波の間の周波数

同時に送信する複数の搬送波の間の周波数範囲（当該周波数範囲の上端及び下端の周波数以外に同時に送信する搬送波の送信周波数帯域の周波数を含まないものに限る。**以下同じ。**）においては、次の表の上欄に掲げる間隔周波数に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする三・八四kHz幅の周波数範囲において輻射される平均電力が同表の下欄に掲げる隣接チャネル漏えい電力の許容値以下の値又は当該周波数範囲の任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二）

一五	一〇	三・八四
	一五	一三・五
	三〇	一三・五
二〇	一二・五	三・八四
	一七・五	三・八四
	二〇	一八
	四〇	一八

注 1 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子に隣接チャネル漏えい電力の許容値を適用する。

イ 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置

(7) 同時に送信する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数及び最も低い周波数より低い周波数

複数の搬送波を送信した状態で、同時に送信する搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波のチャネル間隔（搬送波のチャネル間隔とは、当該搬送波の周波数を使用する無線局の無線設備のチャネル間隔をいう。以下同じ。）に応じたアの許容値を適用する。この場合において、搬送波の電力よりも四四・二デシベル以上低い値は、当該最も高い周波数の搬送波又は当該最も低い周波数の搬送波の電力よりも四四・二デシベル以上低い値とする。

(4) 同時に送信する複数の搬送波の間の周波数

同時に送信する複数の搬送波の間の周波数範囲（当該周波数範囲の上端及び下端の周波数以外に同時に送信する搬送波の送信周波数帯域の周波数を含まないものに限る。）においては、次の表の上欄に掲げる間隔周波数に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする三・八四kHz幅の周波数範囲において輻射される平均電力が同表の下欄に掲げる隣接チャネル漏えい電力の許容値以下の値又は当該周波数範囲の任意の一、〇〇〇kHzの帯域幅における平均電力が（二） 一三dBm 以

113 dBm 以下の値であること。

間 隔 周 波 数 (注 1)	離 調 周 波 数 (注 2) (MHz)	隣 接 チ ャ ネ ル 漏 え い 電 力 の 許 容 値
5 MHz 以上 10 MHz 以下	2・5	(一) 44・2 dBc (注 3)
10 MHz を 超 え	2・5	(一) 44・2 dBc (注 3)
15 MHz 未 満	7・5	(一) 44・2 dBc (注 3)
15 MHz 以上	2・5	(一) 44・2 dBc (注 4)
10 MHz 未 満	7・5	(一) 44・2 dBc (注 3)
10 MHz 以上	2・5	(一) 44・2 dBc (注 4)
	7・5	(一) 44・2 dBc (注 4)

注 1 低い周波数の搬送波の送信周波数帯域の上端から高い周波数の搬送波の送信周波数帯域の下端までの差の周波数をいう。

2 低い周波数の搬送波の送信周波数帯域の上端又は高い周波数の搬送波の送信周波数帯域の下端から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心までの差の周波数をいう。

3 dBc は、電力の搬送波電力 (低い周波数の搬送波の電力及び高い周波数の搬送波の電力の和とする。) に対する比をデシベルで表したものと

する。

4 dBc は、電力の搬送波電力 (低い周波数の搬送波又は高い周波数の搬送波のうち、離調周波数の起点とした周波数が属する搬送波の電力とする。) に対する比をデシベルで表したものと

(2) 陸上移動局の送信装置

ア 一の搬送波を送信する送信装置又は連続しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置

次の(イ)の表の一の欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に輻射される平均電力について、同表の四の欄に掲げる許容値又は次の(イ)の表の一の欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に輻

下の値であること。

間 隔 周 波 数 (注 1)	離 調 周 波 数 (注 2) (MHz)	隣 接 チ ャ ネ ル 漏 え い 電 力 の 許 容 値
5 MHz 以上 10 MHz 以下	2・5	(一) 44・2 dBc (注 3)
10 MHz を 超 え	2・5	(一) 44・2 dBc (注 3)
15 MHz 未 満	7・5	(一) 44・2 dBc (注 3)
15 MHz 以上	2・5	(一) 44・2 dBc (注 4)
10 MHz 未 満	7・5	(一) 44・2 dBc (注 3)
10 MHz 以上	2・5	(一) 44・2 dBc (注 4)
	7・5	(一) 44・2 dBc (注 4)

注 1 低い周波数の搬送波の送信周波数帯域の上端から高い周波数の搬送波の送信周波数帯域の下端までの差の周波数をいう。

2 低い周波数の搬送波の送信周波数帯域の上端又は高い周波数の搬送波の送信周波数帯域の下端から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心までの差の周波数をいう。

3 dBc は、電力の搬送波電力 (低い周波数の搬送波の電力及び高い周波数の搬送波の電力の和とする。) に対する比をデシベルで表したものと

する。

4 dBc は、電力の搬送波電力 (低い周波数の搬送波又は高い周波数の搬送波のうち、離調周波数の起点とした周波数が属する搬送波の電力とする。) に対する比をデシベルで表したものと

(2) 陸上移動局 (携帯無線通信の中継を行うものを除く。) の送信装置

ア 一の搬送波を送信する送信装置

次の(イ)の表の一の欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に輻射される平均電力について、同表の四の欄に掲げる許容値又は次の(イ)の表の一の欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に輻

射される平均電力について、同表の四の欄に掲げる許容値を適用する。この場合において、連続しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置の場合は、各搬送波に関する(ア)又は(イ)の許容値を適用する。

(ア) 一ミリワットを〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャネル漏えい電力の許容値

チャネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz) <u>(注1)</u>	周波数幅 (MHz)	隣接チャネル漏えい電力の許容値
五	五	三・八四	(一) 五〇 dBm <u>(注2)</u>
	五	四・五	(一) 五〇 dBm <u>(注3)</u>
	一〇	三・八四	(一) 五〇 dBm <u>(注4)</u>
一〇	七・五	三・八四	(一) 五〇 dBm <u>(注2)</u>
	一〇	九	(一) 五〇 dBm <u>(注3)</u>
	一二・五	三・八四	(一) 五〇 dBm <u>(注4)</u>
一五	一〇	三・八四	(一) 五〇 dBm <u>(注2)</u>
	一五	三・八四	(一) 五〇 dBm <u>(注4)</u>
	一五	一三・五	(一) 五〇 dBm <u>(注3)</u>
二〇	一二・五	三・八四	(一) 五〇 dBm <u>(注2)</u>
	一七・五	三・八四	(一) 五〇 dBm <u>(注4)</u>
	二〇	一八	(一) 五〇 dBm <u>(注3)</u>

注1 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2 同時に送信する複数の搬送波の間の周波数範囲においては、五 MHz 以上の場合に限り適用する。

3 同時に送信する複数の搬送波の間の周波数範囲においては、当該同時に送信する複数の搬送波の間の周波数範囲に接する各搬送波の占有周波数帯幅以上の場合に限り適用する。

4 同時に送信する複数の搬送波の間の周波数範囲においては、一五 MHz 以上の場合に限り適用する。

(イ) 搬送波の電力を〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャネル

射される平均電力について、同表の四の欄に掲げる許容値を適用する。

(ア) 一ミリワットを〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャネル漏えい電力の許容値

チャネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	周波数幅 (MHz)	隣接チャネル漏えい電力の許容値
五	五	三・八四	(一) 五〇 dBm
	五	四・五	(一) 五〇 dBm
	一〇	三・八四	(一) 五〇 dBm
一〇	七・五	三・八四	(一) 五〇 dBm
	一〇	九	(一) 五〇 dBm
	一二・五	三・八四	(一) 五〇 dBm
一五	一〇	三・八四	(一) 五〇 dBm
	一五	三・八四	(一) 五〇 dBm
	一五	一三・五	(一) 五〇 dBm
二〇	一二・五	三・八四	(一) 五〇 dBm
	一七・五	三・八四	(一) 五〇 dBm
	二〇	一八	(一) 五〇 dBm

注 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

(イ) 搬送波の電力を〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャネル

漏えい電力の許容値

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz) (注1)	周波数幅 (MHz)	隣接チャンネル漏えい電力の許容値 (注2)
五	五	三・八四	(-) 三二・二 dBc (注3)
	五	四・五	(-) 一九・二 dBc (注4)
	一〇	三・八四	(-) 三五・二 dBc (注5)
一〇	七・五	三・八四	(-) 三二・二 dBc (注3)
	一〇	九	(-) 一九・二 dBc (注4)
	一二・五	三・八四	(-) 三五・二 dBc (注5)
一五	一〇	三・八四	(-) 三二・二 dBc (注3)
	一五	三・八四	(-) 三五・二 dBc (注5)
	一五	一三・五	(-) 一九・二 dBc (注4)
二〇	一二・五	三・八四	(-) 三二・二 dBc (注3)
	一七・五	三・八四	(-) 三五・二 dBc (注5)
	二〇	一八	(-) 一九・二 dBc (注4)

注 1 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャンネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2 dBc は、電力の搬送波電力に対する比をデシベルで表したものをいう。

~~3 同時に送信する複数の搬送波の間の周波数範囲においては、五 MHz 以上の場合に限り適用する。~~

~~4 同時に送信する複数の搬送波の間の周波数範囲においては、当該同時に送信する複数の搬送波の間の周波数範囲に接する各搬送波の占有周波数帯幅以上の場合に限り適用する。~~

~~5 同時に送信する複数の搬送波の間の周波数範囲においては、一五 MHz 以上の場合に限り適用する。~~

イ 連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置

連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置にあつては、次の(ア)の表の一の欄に掲げるチャンネル間隔の組合せに応じ、同表の二の欄に掲げる離

漏えい電力の許容値

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	周波数幅 (MHz)	隣接チャンネル漏えい電力の許容値
五	五	三・八四	(-) 三二・二 dBc
	五	四・五	(-) 一九・二 dBc
	一〇	三・八四	(-) 三五・二 dBc
一〇	七・五	三・八四	(-) 三二・二 dBc
	一〇	九	(-) 一九・二 dBc
	一二・五	三・八四	(-) 三五・二 dBc
一五	一〇	三・八四	(-) 三二・二 dBc
	一五	三・八四	(-) 三五・二 dBc
	一五	一三・五	(-) 一九・二 dBc
二〇	一二・五	三・八四	(-) 三二・二 dBc
	一七・五	三・八四	(-) 三五・二 dBc
	二〇	一八	(-) 一九・二 dBc

注 1 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャンネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2 dBc は、電力の搬送波電力に対する比をデシベルで表したものをいう。

イ 連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置

~~九〇〇 MHz を超え九一五 MHz 以下の~~連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置にあつては、次の(イ)の表の一の欄に掲げるチャンネル間隔の組合せ

調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に
輻射される平均電力について、それぞれ同表の四の欄に掲げる許容値又は
次の(イ)の表の一の欄に掲げるチャンネル間隔の組合せに応じ、同表の二の欄
に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる
周波数幅に輻射される平均電力について、それぞれ同表の四の欄に掲げる
許容値を適用する。

(イ) 一ミリワットを〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャネル
漏えい電力の許容値

同時に送信する各搬送波 のチャンネル間隔の組合せ	離調周波数 (MHz)	周波数幅 (MHz)	隣接チャネル 漏えい電力の 許容値
五MHzと五MHzの組合せ	七・四	三・八四	(一)五〇dB _m
	九・八	九・三	(一)五〇dB _m
	一二・四	三・八四	(一)五〇dB _m
五MHzと一〇MHzの組合せ	九・九七五	三・八四	(一)五〇dB _m
	一四・九五	一三・九五	(一)五〇dB _m
	一四・九七五	三・八四	(一)五〇dB _m
五MHzと一五MHzの組合せ	一二・四	三・八四	(一)五〇dB _m
	一七・四	三・八四	(一)五〇dB _m
	一九・八	一八・三	(一)五〇dB _m
一〇MHzと一〇MHzの組合せ	一二・四五	三・八四	(一)五〇dB _m
	一七・四五	三・八四	(一)五〇dB _m
	一九・九	一八・九	(一)五〇dB _m

注 離調周波数は、送信周波数帯域（同時に送信する連続する二の搬送
波に属する送信周波数帯域の和をいう。）の中心周波数から隣接チャネ
ル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

(イ) 搬送波の電力を〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャネル
漏えい電力の許容値

同時に送信する各搬送波	離調周波数	周波数幅	隣接チャネル
-------------	-------	------	--------

に応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする
同表の三の欄に掲げる周波数幅に輻射される平均電力について、それぞれ
同表の四の欄に掲げる許容値又は次の(イ)の表の一の欄に掲げるチャネル
間隔の組合せに応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数
を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に輻射される平均電力につい
て、それぞれ同表の四の欄に掲げる許容値を適用する。

(イ) 一ミリワットを〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャネル
漏えい電力の許容値

同時に送信する各搬送波 のチャンネル間隔の組合せ	離調周波数 (MHz)	周波数幅 (MHz)	隣接チャネル 漏えい電力の 許容値
五MHzと五MHzの組合せ	七・四	三・八四	(一)五〇dB _m
	九・八	九・三	(一)五〇dB _m
	一二・四	三・八四	(一)五〇dB _m
五MHzと一〇MHzの組合せ	九・九七五	三・八四	(一)五〇dB _m
	一四・九五	一三・九五	(一)五〇dB _m
	一四・九七五	三・八四	(一)五〇dB _m

注 離調周波数は、送信周波数帯域（同時に送信する連続する二の搬送
波に属する送信周波数帯域の和をいう。）の中心周波数から隣接チャネ
ル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

(イ) 搬送波の電力を〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャネル
漏えい電力の許容値

同時に送信する各搬送波	離調周波数	周波数幅	隣接チャネル
-------------	-------	------	--------

のチャネル間隔の組合せ	(MHz)	(MHz)	漏えい電力の 許容値
五 MHz と五 MHz の組合せ	七・四	三・八四	(一) 三三・ 二 dBc
	九・八	九・三	(一) 二九・ 二 dBc
	一一・四	三・八四	(一) 三五・ 二 dBc
五 MHz と一〇 MHz の組合せ	九・九七五	三・八四	(一) 三三・ 二 dBc
	一四・九五	一三・九五	(一) 二九・ 二 dBc
	一四・九七 五	三・八四	(一) 三五・ 二 dBc
五 MHz と一五 MHz の組合せ	一一・四	三・八四	(一) 三三・ 二 dBc
	一七・四	三・八四	(一) 三五・ 二 dBc
	一九・八	一八・三	(一) 二九・ 二 dBc
一〇 MHz と一〇 MHz の組合せ	一一・四五	三・八四	(一) 三三・ 二 dBc
	一七・四五	三・八四	(一) 三五・ 二 dBc
	一九・九	一八・九	(一) 二九・ 二 dBc

注 1 離調周波数は、送信周波数帯域（同時に送信する連続する二の搬送波に属する送信周波数帯域の和をいう。）の中心の周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2 dBc は、電力の搬送波電力（連続する二の搬送波の電力の和とする。）に対する比をデシベルで表したものをいう。

2 設備規則第四十九条の六の九第一項第二号ハの総務大臣が別に告示する基地

のチャネル間隔の組合せ	(MHz)	(MHz)	漏えい電力の 許容値
五 MHz と五 MHz の組合せ	七・四	三・八四	(一) 三三・ 二 dBc
	九・八	九・三	(一) 二九・ 二 dBc
	一一・四	三・八四	(一) 三五・ 二 dBc
五 MHz と一〇 MHz の組合せ	九・九七五	三・八四	(一) 三三・ 二 dBc
	一四・九五	一三・九五	(一) 二九・ 二 dBc
	一四・九七 五	三・八四	(一) 三五・ 二 dBc

注 1 離調周波数は、送信周波数帯域（同時に送信する連続する二の搬送波に属する送信周波数帯域の和をいう。）の中心の周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2 dBc は、電力の搬送波電力（連続する二の搬送波の電力の和とする。）に対する比をデシベルで表したものをいう。

2 設備規則第四十九条の六の九第一項第二号ハの総務大臣が別に告示する基地

局の送信装置の相互変調特性は、次のとおりとする。

(1) 一の搬送波を送信する送信装置又は連続しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置

ア チャンネル間隔が五MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から(±)五MHz、(±)一〇MHz及び(±)一五MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下であること。

イ チャンネル間隔が一〇MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から(±)七・五MHz、(±)一二・五MHz及び(±)一七・五MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下であること。

ウ チャンネル間隔が一五MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から(±)一〇MHz、(±)一五MHz及び(±)二〇MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下であること。

エ チャンネル間隔が二〇MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から(±)一二・五MHz、(±)一七・五MHz及び(±)二二・五MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下であること。

(2) 連続する搬送波を同時に送信する送信装置

局の送信装置の相互変調特性は、次のとおりとする。

(1) チャンネル間隔が五MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から(±)五MHz、(±)一〇MHz及び(±)一五MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下であること。

(2) チャンネル間隔が一〇MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から(±)七・五MHz、(±)一二・五MHz及び(±)一七・五MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下であること。

(3) チャンネル間隔が一五MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から(±)一〇MHz、(±)一五MHz及び(±)二〇MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下であること。

(4) チャンネル間隔が二〇MHzの場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から(±)一二・五MHz、(±)一七・五MHz及び(±)二二・五MHz離れた帯域幅が五MHzの変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下であること。

同時に送信する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波について(1)アからエまでの許容値を適用する。

- 3 設備規則第四十九条の六の九第二項第二号の総務大臣が別に告示する陸上移動局の送信装置がキャリアアグリゲーション技術を用いて連続する搬送波を送信する場合に使用する搬送波の周波数帯及び当該搬送波の数は、次の表の上欄に掲げる種別に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

送信の種別	送信する搬送波の周波数帯	キャリアアグリゲーション技術を用いて送信する最大の搬送波の数
連続する搬送波による送信	七一八MHzを超え七四八MHz以下	二
連続する搬送波による送信	八一五MHzを超え八四五MHz以下	二
連続する搬送波による送信	九〇〇MHzを超え九一五MHz以下	二
連続する搬送波による送信	一、四二七・九MHzを超え一、四六二・九MHz以下	二
連続する搬送波による送信	一、七四四・九MHzを超え一、七八四・九MHz以下	二
連続する搬送波による送信	一、九二〇MHzを超え一、九八〇MHz以下	二

- 4 設備規則別表第二号第12の5(5)の総務大臣が別に告示する陸上移動局の送信装置がキャリアアグリゲーション技術を用いて連続する搬送波を送信する場合に当該送信された複数の搬送波の全平均電力の九九パーセントが含まれる周波数の幅は、次の表の上欄に掲げる組合せに応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

- 3 設備規則第四十九条の六の九第二項第二号の総務大臣が別に告示する陸上移動局の送信装置がキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合に使用する搬送波の周波数帯及び当該搬送波の数は、次の表の上欄に掲げる種別に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

送信の種別	送信する搬送波の周波数帯	キャリアアグリゲーション技術を用いて送信する最大の搬送波の数
同一周波数帯内で連続する搬送波による送信	九〇〇MHzを超え九一五MHz以下	二

- 4 設備規則別表第二号第12の5(5)の総務大臣が別に告示する陸上移動局の送信装置がキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合に当該送信された複数の搬送波の全平均電力の九九パーセントが含まれる周波数の幅は、次の表の上欄に掲げる組合せに応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せ	周波数の幅
五 MHz と五 MHz の組合せ	九・八 MHz 以下
五 MHz と一〇 MHz の組合せ	一四・九五 MHz 以下
五 MHz と一五 MHz の組合せ	一九・八 MHz 以下
一〇 MHz と一〇 MHz の組合せ	一九・九 MHz 以下

5 設備規則別表第三号 17 (3) の総務大臣が別に告示する帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1) 基地局の送信装置

離調周波数	不要発射の強度の許容値
五〇 kHz 以上五・〇五 MHz 未満	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が次式により求められる値以下の値 $-5.5-1.4 \times (\Delta f - 0.05) \text{ dBm}$ Δf は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数（単位 MHz）とする。
五・〇五 MHz 以上一〇・〇五 MHz 未満	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）一二・五 dBm 以下の値
一〇・〇五 MHz 以上	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）二三 dBm 以下の値。ただし、離調周波数が一〇・五 MHz 以上の場合において、一、四七五・九 MHz を超え一、五一〇・九 MHz 以下、一、八三九・九 MHz を超え一、八七九・九 MHz 以下又は二、一一〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下の周波数の電波を使用する基地局にあつては、任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）二三 dBm 以下の値とする。

注 1 基地局が使用する周波数帯（七七三 MHz を超え八〇三 MHz 以下、八六〇 MHz を超え八九〇 MHz 以下、九四五 MHz を超え九六〇 MHz 以下、一、四七五・九 MHz を超え一、五一〇・九 MHz 以下、一、八三九・九 MHz を超え一、八七九・九

同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せ	周波数の幅
五 MHz と五 MHz の組合せ	九・八 MHz 以下
五 MHz と一〇 MHz の組合せ	一四・九五 MHz 以下

5 設備規則別表第三号 17 (3) の総務大臣が別に告示する帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1) 基地局の送信装置

離調周波数	不要発射の強度の許容値
五〇 kHz 以上五・〇五 MHz 未満	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が次式により求められる値以下の値 $-5.5-1.4 \times (\Delta f - 0.05) \text{ dBm}$ Δf は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数（単位 MHz）とする。
五・〇五 MHz 以上一〇・〇五 MHz 未満	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）一二・五 dBm 以下の値
一〇・〇五 MHz 以上	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）二三 dBm 以下の値。ただし、離調周波数が一〇・五 MHz 以上の場合において、一、四七五・九 MHz を超え一、五一〇・九 MHz 以下、一、八三九・九 MHz を超え一、八七九・九 MHz 以下又は二、一一〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下の周波数の電波を使用する基地局にあつては、任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）二三 dBm 以下の値とする。

注 1 基地局が使用する周波数帯（七七三 MHz を超え八〇三 MHz 以下、八六〇 MHz を超え八九〇 MHz 以下、九四五 MHz を超え九六〇 MHz 以下、一、四七五・九 MHz を超え一、五一〇・九 MHz 以下、一、八三九・九 MHz を超え一、八七九・九

九 MHz 以下又は二、一一〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下の周波数帯をいう。
以下この項において同じ。）の端から一〇 MHz 未満の周波数帯に限り適用
する。

2 離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い
端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周
波数とする。

3 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあつて
は、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

4 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置にあつては、次のとおり
とする。

(1) 同時に送信する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より
高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数
より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波に関するこの
表の許容値を適用する。

(2) 同時に送信する複数の搬送波の間であつて、当該搬送波のうち一の
ものから一〇 MHz 未満の周波数範囲（当該周波数範囲の上端及び下端の
周波数以外に同時に送信する搬送波の送信周波数帯域の周波数を含ま
ないものに限る。）においては、当該周波数範囲に接する各搬送波に関
するこの表の許容値の総和を適用し、同時に送信する搬送波の間で
あつて、全ての搬送波から一〇 MHz 以上離れた周波数範囲においては、
当該周波数範囲に接する各搬送波に関するこの表の許容値を適用す
る。

(2) 陸上移動局の送信装置

ア 一の搬送波を送信する送信装置又は連続しない複数の搬送波を同時に送
信する送信装置

チャネル 間隔	離調周波数	不要発射の強度の許容値
五 MHz	一、〇〇〇 kHz 未満	任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電 力が（一）一三・五 dBm 以下の値
	一、〇〇〇 kHz	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平

MHz 以下又は二、一一〇 MHz を超え二、一七〇 MHz 以下の周波数帯をいう。
以下この項において同じ。）の端から一〇 MHz 未満の周波数帯に限り適用
する。

2 離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い
端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周
波数とする。

3 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあつて
は、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

4 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置にあつては、次のとおり
とする。

(1) 同時に送信する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より
高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数
より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波に関するこの
表の許容値を適用する。

(2) 同時に送信する複数の搬送波の間であつて、当該搬送波のうち一の
ものから一〇 MHz 未満の周波数範囲（当該周波数範囲の上端及び下端の
周波数以外に同時に送信する搬送波の送信周波数帯域の周波数を含ま
ないものに限る。）においては、当該周波数範囲に接する各搬送波に関
するこの表の許容値の総和を適用し、同時に送信する搬送波の間で
あつて、全ての搬送波から一〇 MHz 以上離れた周波数範囲においては、
当該周波数範囲に接する各搬送波に関するこの表の許容値を適用す
る。

(2) 陸上移動局（~~携帯無線通信の中継を行うものを除く。~~）の送信装置

ア 一の搬送波を送信する送信装置

チャネル間 隔	離調周波数	不要発射の強度の許容値
五 MHz	一、〇〇〇 kHz 未満	任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電 力が（一）一三・五 dBm 以下の値
	一、〇〇〇 kHz	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における

五 MHz 以上二 〇 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平 均電力が (二) 一一・五 dBm 以下の値
二〇 MHz 以上 二五 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平 均電力が (二) 一三・五 dBm 以下の値

注 1 離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の端（送信周波数帯域に近い端に限る。）までの差の周波数とする。

2 連続しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置にあつては、次のとおりとする。

(1) 同時に発射する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波のチャネル間隔に応じたこの表の許容値を満たすこと。

(2) 同時に発射する複数の搬送波の間の周波数範囲においては、各搬送波に関するこの表の許容値(複数の搬送波のうち、一の搬送波のチャネル間隔に応じたこの表の周波数範囲と他の搬送波のチャネル間隔に応じたこの表の周波数範囲が重複する場合にあつては、当該一の搬送波のチャネル間隔に応じたこの表の許容値又は当該他の搬送波のチャネル間隔に応じたこの表の許容値)を満たすこと。

イ 連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置

連続する二の搬送波を送信した状態で、次の表の上欄に掲げる組合せ及び中欄に掲げる離調周波数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値以下であること。

同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せ	離調周波数	不要発射の強度の許容値
五 MHz と五 MHz の組合せ	一 MHz 未満	任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 一六・四 dBm 以下の値
	一 MHz 以上五 MHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (二) 八・五 dBm 以下の値

五 MHz 以上二 〇 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 一一・五 dBm 以下の値
二〇 MHz 以上 二五 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 一三・五 dBm 以下の値

注 離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の端（送信周波数帯域に近い端に限る。）までの差の周波数とする。

2 連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置

九〇〇 MHz を超え九一五 MHz 以下の周波数の連続する二の搬送波を送信した状態で、次の表の上欄に掲げる組合せ及び中欄に掲げる離調周波数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値以下であること。

イ 連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置

イ 連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置

九〇〇 MHz を超え九一五 MHz 以下の周波数の連続する二の搬送波を送信した状態で、次の表の上欄に掲げる組合せ及び中欄に掲げる離調周波数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値以下であること。

同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せ	離調周波数	不要発射の強度の許容値
五 MHz と五 MHz の組合せ	一 MHz 未満	任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 一六・四 dBm 以下の値
	一 MHz 以上五 MHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (二) 八・五 dBm 以下の値

五 MHz と一〇 MHz の 組合せ	五 MHz 以上一 四・九五 MHz 未 満	任意の一 MHz の帯域幅における平均 電力が(二) 一一・五 dBm 以下の値
	一 MHz 以上五 MHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均 電力が(二) 八・五 dBm 以下の値
	一 MHz 未満	任意の三〇 kHz の帯域幅における平 均電力が(二) 一八・四 dBm 以下の値
	九・八 MHz 以上 一四・八 MHz 未 満	任意の一 MHz の帯域幅における平均 電力が(二) 二三・五 dBm 以下の値
	五 MHz 以上 九・八 MHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均 電力が(二) 一一・五 dBm 以下の値
五 MHz と一五 MHz の 組合せ	一 MHz 以上五 MHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均 電力が(二) 八・五 dBm 以下の値
	五 MHz 以上一 九・八 MHz 未 満	任意の一 MHz の帯域幅における平均 電力が(二) 一一・五 dBm 以下の値
	一 MHz 未満	任意の三〇 kHz の帯域幅における平 均電力が(二) 一九・五 dBm 以下の値
	一四・九五 MHz 以上一九・九 五 MHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均 電力が(二) 二三・五 dBm 以下の値
一〇 MHz と一〇 MHz の組合せ	一 MHz 以上五 MHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均 電力が(二) 八・五 dBm 以下の値
	一 MHz 未満	任意の三〇 kHz の帯域幅における平 均電力が(二) 一九・五 dBm 以下の値

五 MHz と一〇 MHz の 組合せ	一 MHz 以上五 MHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均 電力が(二) 八・五 dBm 以下の値
	五 MHz 以上一 四・九五 MHz 未 満	任意の一 MHz の帯域幅における平均 電力が(二) 一一・五 dBm 以下の値
	一 MHz 未満	任意の三〇 kHz の帯域幅における平 均電力が(二) 一八・四 dBm 以下の値
	九・八 MHz 以上 一四・八 MHz 未 満	任意の一 MHz の帯域幅における平均 電力が(二) 二三・五 dBm 以下の値
	五 MHz 以上 九・八 MHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均 電力が(二) 一一・五 dBm 以下の値
一〇 MHz と一〇 MHz の組合せ	一 MHz 以上五 MHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均 電力が(二) 八・五 dBm 以下の値
	一 MHz 未満	任意の三〇 kHz の帯域幅における平 均電力が(二) 一九・五 dBm 以下の値

五 MHz 以上一 九・九 MHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均 電力が (二) 一一・五 dBm 以下の値
一九・九 MHz 以 上二四・九 MHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均 電力が (二) 一三・五 dBm 以下の値

注 離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の端（送信周波数帯域に近い端に限る。）までの差の周波数とする。

6 設備規則別表第三号 17 (3) の総務大臣が別に告示するスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1) 基地局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九 kHz 以上一五〇 kHz 未満	任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 一三 dBm 以下の値
一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満	任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 一三 dBm 以下の値
三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 一三 dBm 以下の値
一、〇〇〇 MHz 以上二二・七五 GHz 未満 (一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下及び二、〇一〇 MHz 以上二、〇二五 MHz 以下を除く。)	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 一三 dBm 以下の値
一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下	任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 四一 dBm 以下の値
二、〇一〇 MHz 以上二、〇二五 MHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 五二 dBm 以下の値

注 1 基地局が使用する周波数帯の端から一〇 MHz 以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下の周波数帯にあつては、この限りでない。

注 離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の端（送信周波数帯域に近い端に限る。）までの差の周波数とする。

6 設備規則別表第三号 17 (3) の総務大臣が別に告示するスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1) 基地局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九 kHz 以上一五〇 kHz 未満	任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 一三 dBm 以下の値
一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満	任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 一三 dBm 以下の値
三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 一三 dBm 以下の値
一、〇〇〇 MHz 以上二二・七五 GHz 未満 (一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下及び二、〇一〇 MHz 以上二、〇二五 MHz 以下を除く。)	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 一三 dBm 以下の値
一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下	任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 四一 dBm 以下の値
二、〇一〇 MHz 以上二、〇二五 MHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 五二 dBm 以下の値

注 1 基地局が使用する周波数帯の端から一〇 MHz 以上離れた周波数帯に限り適用する。ただし、一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下の周波数帯にあつては、この限りでない。

- 2 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。
- 3 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置にあつては、当該複数の搬送波を送信した状態で、この表の許容値を適用する。この場合において、複数の空中線から同時に電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

(2) 陸上移動局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九 kHz 以上一五〇 kHz 未満	任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六 dBm 以下の値
一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満	任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六 dBm 以下の値
三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満 (四七〇 MHz 以上七一一 MHz 以下、七七三 MHz 以上八〇三 MHz 以下、八六〇 MHz 以上八九〇 MHz 以下及び九四五 MHz 以上九六〇 MHz 以下を除く。)	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六 dBm 以下の値
四七〇 MHz 以上七一一 MHz 以下	1 七一一 MHz を超え七四八 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの 任意の六 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 二六・二 dBm 以下の値 2 1 に掲げる以外のもの 任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六 dBm 以下の値
七七三 MHz 以上八〇三 MHz 以下	1 七一一 MHz を超え七四八 MHz 以下又は一、七四四・九 MHz を超え一、七四九・九 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五〇 dBm 以下の値

- 2 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。
- 3 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置にあつては、当該複数の搬送波を送信した状態で、この表の許容値を適用する。この場合において、複数の空中線から同時に電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

(2) 陸上移動局 (携帯無線通信の中継を行うものを除く。) の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九 kHz 以上一五〇 kHz 未満	任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六 dBm 以下の値
一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満	任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六 dBm 以下の値
三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満 (四七〇 MHz 以上七一一 MHz 以下、七七三 MHz 以上八〇三 MHz 以下、八六〇 MHz 以上八九〇 MHz 以下及び九四五 MHz 以上九六〇 MHz 以下を除く。)	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六 dBm 以下の値
四七〇 MHz 以上七一一 MHz 以下	1 七一一 MHz を超え七四八 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの 任意の六 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 二六・二 dBm 以下の値 2 1 に掲げる以外のもの 任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六 dBm 以下の値
七七三 MHz 以上八〇三 MHz 以下	1 七一一 MHz を超え七四八 MHz 以下又は一、七四四・九 MHz を超え一、七四九・九 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五〇 dBm 以下の値

八六〇 MHz 以上八九〇 MHz 以下	2 1に掲げる以外のもの 任意の一〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(二) 三六 dBm 以下の値 1 八一五 MHzを超え八四五 MHz以下又は九〇〇 MHzを超え九一五 MHz以下の周波数の電波を使用するもの 任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(二) 四〇 dBm 以下の値 2 1に掲げる以外のもの 任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(二) 五〇 dBm 以下の値
九四五 MHz 以上九六〇 MHz 以下	1 七一八 MHzを超え七四八 MHz以下、九〇〇 MHzを超え九一五 MHz以下又は一、七四四・九 MHzを超え一、七四九・九 MHz以下の周波数の電波を使用するもの 任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(二) 五〇 dBm 以下の値 2 1に掲げる以外のもの 任意の一〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(二) 三六 dBm 以下の値
一、〇〇〇 MHz 以上一二・七五 GHz 未満(一、四七五・九 MHz 以上一、五一〇・九 MHz 以下、一、八三九・九 MHz 以上一、八七九・九 MHz 以下、一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下、二、〇一〇 MHz 以上二、〇二五 MHz 以下及び二・一〇 MHz 以上二・一七〇 MHz 以下を除く。)	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(二) 三〇 dBm 以下の値

八六〇 MHz 以上八九〇 MHz 以下	2 1に掲げる以外のもの 任意の一〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(二) 三六 dBm 以下の値 1 八一五 MHzを超え八四五 MHz以下又は九〇〇 MHzを超え九一五 MHz以下の周波数の電波を使用するもの 任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(二) 四〇 dBm 以下の値 2 1に掲げる以外のもの 任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(二) 五〇 dBm 以下の値
九四五 MHz 以上九六〇 MHz 以下	1 七一八 MHzを超え七四八 MHz以下、九〇〇 MHzを超え九一五 MHz以下又は一、七四四・九 MHzを超え一、七四九・九 MHz以下の周波数の電波を使用するもの 任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(二) 五〇 dBm 以下の値 2 1に掲げる以外のもの 任意の一〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(二) 三六 dBm 以下の値
一、〇〇〇 MHz 以上一二・七五 GHz 未満(一、四七五・九 MHz 以上一、五一〇・九 MHz 以下、一、八三九・九 MHz 以上一、八七九・九 MHz 以下、一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下、二、〇一〇 MHz 以上二、〇二五 MHz 以下及び二・一〇 MHz 以上二・一七〇 MHz 以下を除く。)	任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅における平均電力が(二) 三〇 dBm 以下の値

く。)	
一、四七五・九 MHz 以上一、四九六 MHz 未満	1 七三七・九五 MHz を超え七四八 MHz 以下又は一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの（チャンネル間隔が五 MHz のものに限る。） 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（二）三〇 dBm 以下の値 2 一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの（チャンネル間隔が一〇 MHz、一五 MHz 又は二〇 MHz のものに限る。） 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（二）三五 dBm 以下の値 3 1 及び 2 に掲げる以外のもの 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（二）五〇 dBm 以下の値
一、四九六 MHz 以上一、五一〇・九 MHz 以下	1 一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの（チャンネル間隔が五 MHz のものに限る。） 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（二）三〇 dBm 以下の値 2 一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの（チャンネル間隔が一〇 MHz、一五 MHz 又は二〇 MHz のものに限る。） 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（二）三五 dBm 以下の値 3 1 及び 2 に掲げる以外のもの 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（二）五〇 dBm 以下の値
一、八三九・九 MHz 以上一、	1 一、七四四・九 MHz を超え一、七四九・九 MHz

一、四七五・九 MHz 以上一、四九六 MHz 未満	1 七三七・九五 MHz を超え七四八 MHz 以下又は一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの（チャンネル間隔が五 MHz のものに限る。） 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（二）三〇 dBm 以下の値 2 一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの（チャンネル間隔が一〇 MHz、一五 MHz 又は二〇 MHz のものに限る。） 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（二）三五 dBm 以下の値 3 1 及び 2 に掲げる以外のもの 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（二）五〇 dBm 以下の値
一、四九六 MHz 以上一、五一〇・九 MHz 以下	1 一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの（チャンネル間隔が五 MHz のものに限る。） 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（二）三〇 dBm 以下の値 2 一、四二七・九 MHz を超え一、四六二・九 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの（チャンネル間隔が一〇 MHz、一五 MHz 又は二〇 MHz のものに限る。） 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（二）三五 dBm 以下の値 3 1 及び 2 に掲げる以外のもの 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（二）五〇 dBm 以下の値
一、八三九・九 MHz 以上一、	1 一、七四四・九 MHz を超え一、七四九・

八四四・九 MHz 未満	以下の周波数の電波を使用するもの 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(二)五〇 dBm 以下の値 2 1に掲げる以外のもの 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(二)三〇 dBm 以下の値
一、八四四・九 MHz 以上一、八七九・九 MHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(二)五〇 dBm 以下の値
一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下	任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(二)四一 dBm 以下の値
二、〇一〇 MHz 以上二、〇二五 MHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(二)五〇 dBm 以下の値
二、一一〇 MHz 以上二、一五四 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(二)五〇 dBm 以下の値
二、一五四 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下	1 七一八 MHz を超え七二三・三三 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(二)三〇 dBm 以下の値 2 1に掲げる以外のもの 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(二)五〇 dBm 以下の値

注 1 九 kHz 以上四七〇 MHz 未満、七一〇 MHz を超え七二三 MHz 未満、八〇三 MHz を超え八六〇 MHz 未満、八九〇 MHz を超え九四五 MHz 未満、九六〇 MHz を超え一、四七五・九 MHz 未満、一、五一〇・九 MHz を超え一、八三九・九 MHz 未満、一、八七九・九 MHz を超え一、八八四・五 MHz 未満、一、九一五・七 MHz を超え二、〇一〇 MHz 未満、二、〇二五 MHz を超え二、一一〇 MHz 未満及び二、一七〇 MHz を超え二二・七五 GHz 未満の周波数帯については、五 MHz をチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二一・五 MHz 以上、一〇 MHz をチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二〇 MHz 以上、一五 MHz をチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二七・五 MHz 以上、二〇 MHz をチャネ

八四四・九 MHz 未満	九 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(二)五〇 dBm 以下の値 2 1に掲げる以外のもの 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(二)三〇 dBm 以下の値
一、八四四・九 MHz 以上一、八七九・九 MHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(二)五〇 dBm 以下の値
一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下	任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(二)四一 dBm 以下の値
二、〇一〇 MHz 以上二、〇二五 MHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(二)五〇 dBm 以下の値
二、一一〇 MHz 以上二、一五四 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(二)五〇 dBm 以下の値
二、一五四 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下	1 七一八 MHz を超え七二三・三三 MHz 以下の周波数の電波を使用するもの 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(二)三〇 dBm 以下の値 2 1に掲げる以外のもの 任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(二)五〇 dBm 以下の値

注 1 九 kHz 以上四七〇 MHz 未満、七一〇 MHz を超え七二三 MHz 未満、八〇三 MHz を超え八六〇 MHz 未満、八九〇 MHz を超え九四五 MHz 未満、九六〇 MHz を超え一、四七五・九 MHz 未満、一、五一〇・九 MHz を超え一、八三九・九 MHz 未満、一、八七九・九 MHz を超え一、八八四・五 MHz 未満、一、九一五・七 MHz を超え二、〇一〇 MHz 未満、二、〇二五 MHz を超え二、一一〇 MHz 未満及び二、一七〇 MHz を超え二二・七五 GHz 未満の周波数帯については、五 MHz をチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二一・五 MHz 以上、一〇 MHz をチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二〇 MHz 以上、一五 MHz をチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二七・五 MHz 以上、二〇 MHz をチャネル間隔

ル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から三五MHz以上離れた周波数帯に限り、表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を適用する。

2 注1の規定にかかわらず、連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置にあつては、九MHz以上四七〇MHz未満、七一〇MHzを超え七七三MHz未満、八〇三MHzを超え八六〇MHz未満、八九〇MHzを超え九四五MHz未満、九六〇MHzを超え一、四七五・九MHz未満、一、五一〇・九MHzを超え一、八三九・九MHz未満、一、八七九・九MHzを超え一、八八四・五MHz未満、一、九一五・七MHzを超え二、〇一〇MHz未満、二、〇二五MHzを超え二、一一〇MHz未満及び二、一七〇MHzを超え二二・七五GHz未満の周波数帯において、送信周波数帯域（当該連続する二の搬送波に属する送信周波数帯域の和をいう。）の中心周波数から、同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せが五MHzと五MHzの組合せの場合は一九・七MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが五MHzと一〇MHzの組合せの場合は二七・四二五MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが五MHzと一五MHzの組合せの場合は三四・七MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが一〇MHzと一〇MHzの組合せの場合は三四・八五MHz以上離れた周波数帯について、この表の許容値を適用する。

3 連続しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置にあつては、各搬送波に関するこの表の許容値（複数の搬送波のうち、一の搬送波のチャネル間隔に応じた注1の周波数範囲と他の搬送波のチャネル間隔に応じたこの表の周波数範囲が重複する場合にあつては、当該一の搬送波のチャネル間隔に応じたこの表の許容値又は当該他の搬送波のチャネル間隔に応じたこの表の許容値）を満たすこと。ただし、当該同時に発射する複数の搬送波のうち、一の搬送波のチャネル間隔に応じた注1の周波数範囲と他の搬送波のチャネル間隔に応じた第五号(2)アの表の周波数範囲が重複する場合は、この限りではない。

一 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、時分割複信方式を用いるもののうち、三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものの技術的条件

1 設備規則第四十九条の六の十第一項第二号ロの総務大臣が別に告示する隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。

とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から三五MHz以上離れた周波数帯に限り、表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を適用する。

2 注1の規定にかかわらず、九〇〇MHzを超え九一五MHz以下の周波数の中がら連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置にあつては、八六〇MHz未満又は八九〇MHzを超える周波数帯において、送信周波数帯域（当該連続する二の搬送波に属する送信周波数帯域の和をいう。）の中心周波数から、同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せが五MHzと五MHzの組合せの場合は一九・七MHz以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが五MHzと一〇MHzの組合せの場合は二七・四二五MHz以上離れた周波数帯について、この表の許容値を適用する。

一 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局の送信装置であつて、時分割複信方式を用いるもののうち、三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を送信するものの技術的条件

1 設備規則第四十九条の六の十第一項第二号ロの総務大臣が別に告示する隣接チャネル漏えい電力の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1) 基地局の送信装置

ア 一の搬送波を送信する送信装置

次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅の周波数範囲に輻射される平均電力が、搬送波の電力よりも四四・二デシベル以上低い値又は当該周波数範囲の任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅に輻射される平均電力が（二） 一二三 dBm 以下の値であること。

チャネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz) (注 1)	周波数幅 (MHz) (注 2)
五	五	四・五
	一〇	四・五
一〇	一〇	九
	二〇	九
一五	一五	一三・五
	三〇	一三・五
二〇	二〇	一八
	四〇	一八

注 1 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子に隣接チャネル漏えい電力の許容値を適用する。

イ 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置

(ア) 同時に送信する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数及び最も低い周波数より低い周波数

複数の搬送波を送信した状態で、同時に送信する搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波のチャネル間隔に応じたアの許容値を適用する。この場合において、搬送波の電力よりも四四・二デシベル以上低い値は、当該最も高い周波

(1) 基地局の送信装置

ア 一の搬送波を送信する送信装置

次の表の上欄に掲げるチャネル間隔に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の下欄に掲げる周波数幅の周波数範囲に輻射される平均電力が、搬送波の電力よりも四四・二デシベル以上低い値又は当該周波数範囲の任意の一、〇〇〇 kHzの帯域幅に輻射される平均電力が（二） 一二三 dBm 以下の値であること。

チャネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz) (注 1)	周波数幅 (MHz) (注 2)
五	五	四・五
	一〇	四・五
一〇	一〇	九
	二〇	九
一五	一五	一三・五
	三〇	一三・五
二〇	二〇	一八
	四〇	一八

注 1 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子に隣接チャネル漏えい電力の許容値を適用する。

イ 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置

(ア) 同時に送信する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数及び最も低い周波数より低い周波数

複数の搬送波を送信した状態で、同時に送信する搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波のチャネル間隔に応じたアの許容値を適用する。この場合において、搬送波の電力よりも四四・二デシベル以上低い値は、当該最も高い周波

数の搬送波又は当該最も低い周波数の搬送波の電力よりも四四・二デシベル以上低い値とする。

(イ) 同時に送信する複数の搬送波の間の周波数

同時に送信する複数の搬送波の間の周波数範囲においては、次の表の上欄に掲げる間隔周波数に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする四・五 MHz 幅の周波数範囲において輻射される平均電力が同表の下欄に掲げる隣接チャネル漏えい電力の許容値以下の値又は当該周波数範囲の任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）二三 dBm 以下の値であること。

間隔周波数（注 1）	離調周波数（注 2）（MHz）	隣接チャネル漏えい電力の許容値
五 MHz 以上一〇 MHz 以下	二・五	（一）四四・二 dBc（注 3）
一〇 MHz を超え 一五 MHz 未満	二・五 七・五	（一）四四・二 dBc（注 3）
一五 MHz 以上二〇 MHz 未満	二・五 七・五	（一）四四・二 dBc（注 4） （一）四四・二 dBc（注 3）
二〇 MHz 以上	二・五 七・五	（一）四四・二 dBc（注 4） （一）四四・二 dBc（注 4）

- 注 1 低い周波数の搬送波の送信周波数帯域の上端から高い周波数の搬送波の送信周波数帯域の下端までの差の周波数をいう。
- 2 低い周波数の搬送波の送信周波数帯域の上端又は高い周波数の搬送波の送信周波数帯域の下端から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心までの差の周波数をいう。
- 3 dBc は、電力の搬送波電力（低い周波数の搬送波の電力及び高い周波数の搬送波の電力の和とする。）に対する比をデシベルで表したものである。
- 4 dBc は、電力の搬送波電力（低い周波数の搬送波又は高い周波数の搬

数の搬送波又は当該最も低い周波数の搬送波の電力よりも四四・二デシベル以上低い値とする。

(イ) 同時に送信する複数の搬送波の間の周波数

同時に送信する複数の搬送波の間の周波数範囲（当該周波数範囲の上端及び下端の周波数以外に同時に送信する搬送波の送信周波数帯域の周波数を含まないものに限る。）においては、次の表の上欄に掲げる間隔周波数に応じ、同表の中欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする四・五 MHz 幅の周波数範囲において輻射される平均電力が同表の下欄に掲げる隣接チャネル漏えい電力の許容値以下の値又は当該周波数範囲の任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一）二三 dBm 以下の値であること。

間隔周波数（注 1）	離調周波数（注 2）（MHz）	隣接チャネル漏えい電力の許容値
五 MHz 以上一〇 MHz 以下	二・五	（一）四四・二 dBc（注 3）
一〇 MHz を超え 一五 MHz 未満	二・五 七・五	（一）四四・二 dBc（注 3）
一五 MHz 以上二〇 MHz 未満	二・五 七・五	（一）四四・二 dBc（注 4） （一）四四・二 dBc（注 3）
二〇 MHz 以上	二・五 七・五	（一）四四・二 dBc（注 4） （一）四四・二 dBc（注 4）

- 注 1 低い周波数の搬送波の送信周波数帯域の上端から高い周波数の搬送波の送信周波数帯域の下端までの差の周波数をいう。
- 2 低い周波数の搬送波の送信周波数帯域の上端又は高い周波数の搬送波の送信周波数帯域の下端から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心までの差の周波数をいう。
- 3 dBc は、電力の搬送波電力（低い周波数の搬送波の電力及び高い周波数の搬送波の電力の和とする。）に対する比をデシベルで表したものである。
- 4 dBc は、電力の搬送波電力（低い周波数の搬送波又は高い周波数の搬

送波のうち、離調周波数の起点とした周波数が属する搬送波の電力とする。) に対する比をデシベルで表したものとする。

(2) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信装置

ア 一の搬送波を送信する送信装置又は連続しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置

次の(イ)の表の一の欄に掲げるチャンネル間隔に応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に輻射される平均電力について、同表の四の欄に掲げる許容値又は次の(イ)の表の一の欄に掲げるチャンネル間隔に応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に輻射される平均電力について、同表の四の欄に掲げる許容値を適用する。

の場合において、連続しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置の場合、各搬送波に関する(イ)又は(イ)の許容値を適用する。

(イ) 一ミリワットを〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャンネル漏えい電力の許容値

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz) (注1)	周波数幅 (MHz)	隣接チャンネル漏えい電力の許容値
五	五	四・五	(二) 五〇 dBm (注2)
一〇	一〇	九	(二) 五〇 dBm (注2)
一五	一五	一三・五	(二) 五〇 dBm (注2)
二〇	二〇	一八	(二) 五〇 dBm (注2)

注1 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャンネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2) 同時に送信する複数の搬送波の間の周波数範囲においては、当該同時に送信する複数の搬送波の間の周波数範囲に接する各搬送波の占有周波数帯幅以上の場合に限り適用する。

(イ) 搬送波の電力を〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャンネル漏えい電力の許容値

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz) (注1)	周波数幅 (MHz)	隣接チャンネル漏えい電力の許容値 (注2)
---------------	------------------	------------	-----------------------

送波のうち、離調周波数の起点とした周波数が属する搬送波の電力とする。) に対する比をデシベルで表したものとする。

(2) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信装置

ア 一の搬送波を送信する送信装置

次の(イ)の表の一の欄に掲げるチャンネル間隔に応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に輻射される平均電力について、同表の四の欄に掲げる許容値又は次の(イ)の表の一の欄に掲げるチャンネル間隔に応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に輻射される平均電力について、同表の四の欄に掲げる許容値を適用する。

(イ) 一ミリワットを〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャンネル漏えい電力の許容値

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz)	周波数幅 (MHz)	隣接チャンネル漏えい電力の許容値
五	五	四・五	(二) 五〇 dBm
一〇	一〇	九	(二) 五〇 dBm
一五	一五	一三・五	(二) 五〇 dBm
二〇	二〇	一八	(二) 五〇 dBm

注 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャンネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

(イ) 搬送波の電力を〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャンネル漏えい電力の許容値

チャンネル間隔 (MHz)	離調周波数 (MHz) (注1)	周波数幅 (MHz)	隣接チャンネル漏えい電力の許容値 (注2)
---------------	------------------	------------	-----------------------

五	五	四・五	(一) 一九・二 dBc
一〇	一〇	九	(一) 一九・二 dBc
一五	一五	一三・五	(一) 一九・二 dBc
二〇	二〇	一八	(一) 一九・二 dBc

注 1 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2 dBc は、電力の搬送波電力に対する比をデシベルで表したものをいう。

3| 同時に送信する複数の搬送波の間の周波数範囲においては、当該同時に送信する複数の搬送波の間の周波数範囲に接する各搬送波の占有周波数帯幅以上の場合に限り適用する。

イ 連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置

次の(イ)の表の一の欄に掲げるチャネル間隔の組合せに応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に輻射される平均電力について、それぞれ同表の四の欄に掲げる許容値又は次の(イ)の表の一の欄に掲げるチャネル間隔の組合せに応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に輻射される平均電力について、それぞれ同表の四の欄に掲げる許容値を適用する。

(イ) 一ミリワットを〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャネル漏えい電力の許容値

同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せ	離調周波数 (MHz)	周波数幅 (MHz)	隣接チャネル漏えい電力の許容値
五 MHz と五 MHz の組合せ	九・八	九・三	(一) 五〇 dBm
五 MHz と一〇 MHz の組合せ	一四・九五	一三・九五	(一) 五〇 dBm
五 MHz と一五 MHz の組合せ	一九・八	一八・三	(一) 五〇 dBm
五 MHz と二〇 MHz の組合せ	二四・九五	二三・九五	(一) 五〇 dBm
一〇 MHz と一〇 MHz の組合せ	一九・九	一八・九	(一) 五〇 dBm
一〇 MHz と一五 MHz の組合せ	二四・七五	二三・二五	(一) 五〇 dBm

五	五	四・五	(一) 一九・二 dBc
一〇	一〇	九	(一) 一九・二 dBc
一五	一五	一三・五	(一) 一九・二 dBc
二〇	二〇	一八	(一) 一九・二 dBc

注 1 離調周波数は、送信周波数帯域の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2 dBc は、電力の搬送波電力に対する比をデシベルで表したものをいう。

イ 連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置

次の(イ)の表の一の欄に掲げるチャネル間隔の組合せに応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に輻射される平均電力について、それぞれ同表の四の欄に掲げる許容値又は次の(イ)の表の一の欄に掲げるチャネル間隔の組合せに応じ、同表の二の欄に掲げる離調周波数だけ離れた周波数を中心とする同表の三の欄に掲げる周波数幅に輻射される平均電力について、それぞれ同表の四の欄に掲げる許容値を適用する。

(イ) 一ミリワットを〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャネル漏えい電力の許容値

同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せ	離調周波数 (MHz)	周波数幅 (MHz)	隣接チャネル漏えい電力の許容値
五 MHz と五 MHz の組合せ	九・八	九・三	(一) 五〇 dBm
五 MHz と一〇 MHz の組合せ	一四・九五	一三・九五	(一) 五〇 dBm
五 MHz と一五 MHz の組合せ	一九・八	一八・三	(一) 五〇 dBm
五 MHz と二〇 MHz の組合せ	二四・九五	二三・九五	(一) 五〇 dBm
一〇 MHz と一〇 MHz の組合せ	一九・九	一八・九	(一) 五〇 dBm
一〇 MHz と一五 MHz の組合せ	二四・七五	二三・二五	(一) 五〇 dBm

10 MHz と 20 MHz の組合せ	19.9	17.9	(-1) 50 dBm
15 MHz と 15 MHz の組合せ	30	18.5	(-1) 50 dBm
15 MHz と 20 MHz の組合せ	34.85	32.85	(-1) 50 dBm
10 MHz と 20 MHz の組合せ	39.8	37.8	(-1) 50 dBm

注 離調周波数は、送信周波数帯域（同時に送信する連続する二の搬送波に属する送信周波数帯域の和をいう。）の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

- (4) 搬送波の電力を〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャネル漏えい電力の許容値

同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せ	離調周波数 (MHz) (注1)	周波数幅 (MHz)	隣接チャネル漏えい電力の許容値(注2)
5 MHz と 5 MHz の組合せ	9.8	9.3	(-1) 29.11 dBc
5 MHz と 10 MHz の組合せ	14.95	13.95	(-1) 29.11 dBc
5 MHz と 15 MHz の組合せ	19.8	18.3	(-1) 29.11 dBc
5 MHz と 20 MHz の組合せ	24.95	23.95	(-1) 29.11 dBc
10 MHz と 10 MHz の組合せ	19.9	18.9	(-1) 29.11 dBc
10 MHz と 15 MHz の組合せ	24.75	23.25	(-1) 29.11 dBc
10 MHz と 20 MHz の組合せ	29.9	27.9	(-1) 29.11 dBc
15 MHz と 15 MHz の組合せ	30	18.5	(-1) 29.11 dBc
15 MHz と 20 MHz の組合せ	34.85	32.85	(-1) 29.11 dBc
20 MHz と 20 MHz の組合せ	39.8	37.8	(-1) 29.11 dBc

10 MHz と 20 MHz の組合せ	19.9	17.9	(-1) 50 dBm
15 MHz と 15 MHz の組合せ	30	18.5	(-1) 50 dBm
15 MHz と 20 MHz の組合せ	34.85	32.85	(-1) 50 dBm
10 MHz と 20 MHz の組合せ	39.8	37.8	(-1) 50 dBm

注 離調周波数は、送信周波数帯域（同時に送信する連続する二の搬送波に属する送信周波数帯域の和をいう。）の中心周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

- (4) 搬送波の電力を〇デシベルとしたデシベル表示による隣接チャネル漏えい電力の許容値

同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せ	離調周波数 (MHz) (注1)	周波数幅 (MHz)	隣接チャネル漏えい電力の許容値(注2)
5 MHz と 5 MHz の組合せ	9.8	9.3	(-1) 29.11 dBc
5 MHz と 10 MHz の組合せ	14.95	13.95	(-1) 29.11 dBc
5 MHz と 15 MHz の組合せ	19.8	18.3	(-1) 29.11 dBc
5 MHz と 20 MHz の組合せ	24.95	23.95	(-1) 29.11 dBc
10 MHz と 10 MHz の組合せ	19.9	18.9	(-1) 29.11 dBc
10 MHz と 15 MHz の組合せ	24.75	23.25	(-1) 29.11 dBc
10 MHz と 20 MHz の組合せ	29.9	27.9	(-1) 29.11 dBc
15 MHz と 15 MHz の組合せ	30	18.5	(-1) 29.11 dBc
15 MHz と 20 MHz の組合せ	34.85	32.85	(-1) 29.11 dBc
20 MHz と 20 MHz の組合せ	39.8	37.8	(-1) 29.11 dBc

注 1 離調周波数は、送信周波数帯域（同時に送信する連続する二の搬送波に属する送信周波数帯域の和をいう。）の中心の周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2 dBc は、電力の搬送波電力（連続する二の搬送波の電力の和とする。）に対する比をデシベルで表したものをいう。

(3) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）の送信装置

ア 陸上移動局対向器に係るもの

送信周波数帯域の端から二・五 MHz 及び七・五 MHz 離れた周波数を中心周波数とする一 MHz の帯域幅における平均電力が（一）一三 dBm 以下の値

イ 基地局対向器に係るもの

(7) 送信周波数帯域の端から二・五 MHz 離れた周波数を中心周波数とする三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より三二・二デシベル低い値又は一 MHz の帯域幅における平均電力が（一）一三 dBm 以下の値

(4) 送信周波数帯域の端から七・五 MHz 離れた周波数を中心周波数とする三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より三五・二デシベル低い値又は一 MHz の帯域幅における平均電力が（一）三〇 dBm 以下の値

(4) 陸上移動中継局の送信装置

ア 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うもの
送信周波数帯域の端から二・五 MHz 及び七・五 MHz 離れた周波数を中心周波数とする三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より四四・二デシベル低い値又は（一）七・二 dBm 以下の値

イ 基地局と通信を行うもの

(7) 送信周波数帯域の端から二・五 MHz 離れた周波数を中心周波数とする三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より三二・二デシベル低い値又は（一）七・二 dBm 以下の値

(4) 送信周波数帯域の端から七・五 MHz 離れた周波数を中心周波数とする三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より三五・二デシベル低い値又は（一）二四・二 dBm 以下の値

注 1 離調周波数は、送信周波数帯域（同時に送信する連続する二の搬送波に属する送信周波数帯域の和をいう。）の中心の周波数から隣接チャネル漏えい電力の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

2 dBc は、電力の搬送波電力（連続する二の搬送波の電力の和とする。）に対する比をデシベルで表したものをいう。

(3) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）の送信装置

ア 陸上移動局対向器に係るもの

送信周波数帯域の端から二・五 MHz 及び七・五 MHz 離れた周波数を中心周波数とする一 MHz の帯域幅における平均電力が（一）一三 dBm 以下の値

イ 基地局対向器に係るもの

(7) 送信周波数帯域の端から二・五 MHz 離れた周波数を中心周波数とする三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より三二・二デシベル低い値又は一 MHz の帯域幅における平均電力が（一）一三 dBm 以下の値

(4) 送信周波数帯域の端から七・五 MHz 離れた周波数を中心周波数とする三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より三五・二デシベル低い値又は一 MHz の帯域幅における平均電力が（一）三〇 dBm 以下の値

(4) 陸上移動中継局の送信装置

ア 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）と通信を行うもの
送信周波数帯域の端から二・五 MHz 及び七・五 MHz 離れた周波数を中心周波数とする三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より四四・二デシベル低い値又は（一）七・二 dBm 以下の値

イ 基地局と通信を行うもの

(7) 送信周波数帯域の端から二・五 MHz 離れた周波数を中心周波数とする三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より三二・二デシベル低い値又は（一）七・二 dBm 以下の値

(4) 送信周波数帯域の端から七・五 MHz 離れた周波数を中心周波数とする三・八四 MHz の帯域幅における平均電力が空中線電力より三五・二デシベル低い値又は（一）二四・二 dBm 以下の値

2 設備規則第四十九条の六の十第一項第二号ロの総務大臣が別に告示する無線局の送信装置の相互変調特性は、次のとおりとする。

(1) 基地局の送信装置

~~ア~~ 一の搬送波を送信する送信装置又は連続しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置

~~(ア)~~ チャンネル間隔が五 MHz の場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から(±)五 MHz、(±)一〇 MHz 及び(±)一五 MHz 離れた帯域幅が五 MHz の変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下であること。

~~(イ)~~ チャンネル間隔が一〇 MHz の場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から(±)七・五 MHz、(±)一二・五 MHz 及び(±)一七・五 MHz 離れた帯域幅が五 MHz の変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下であること。

~~(ロ)~~ チャンネル間隔が一五 MHz の場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から(±)一〇 MHz、(±)一五 MHz 及び(±)二〇 MHz 離れた帯域幅が五 MHz の変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下であること。

~~(エ)~~ チャンネル間隔が二〇 MHz の場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から(±)一二・五 MHz、(±)一七・五 MHz 及び(±)二二・五 MHz 離れた帯域幅が五 MHz の変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス

2 設備規則第四十九条の六の十第一項第二号ロの総務大臣が別に告示する無線局の送信装置の相互変調特性は、次のとおりとする。

(1) 基地局の送信装置

~~ア~~ チャンネル間隔が五 MHz の場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から(±)五 MHz、(±)一〇 MHz 及び(±)一五 MHz 離れた帯域幅が五 MHz の変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下であること。

~~イ~~ チャンネル間隔が一〇 MHz の場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から(±)七・五 MHz、(±)一二・五 MHz 及び(±)一七・五 MHz 離れた帯域幅が五 MHz の変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下であること。

~~ロ~~ チャンネル間隔が一五 MHz の場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から(±)一〇 MHz、(±)一五 MHz 及び(±)二〇 MHz 離れた帯域幅が五 MHz の変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャンネル漏えい電力の許容値以下であること。

~~エ~~ チャンネル間隔が二〇 MHz の場合

希望波を定格出力で送信した状態で、希望波から(±)一二・五 MHz、(±)一七・五 MHz 及び(±)二二・五 MHz 離れた帯域幅が五 MHz の変調された妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、帯域外領域及びスプリアス領域における

領域における不要発射の強度の許容値並びに隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。

イ 連続する搬送波を同時に送信する送信装置

同時に送信する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波についてア(7)から(4)までの許容値を適用する。

(2) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信装置

ア 一の搬送波を送信する送信装置

(7) チャネル間隔が五MHzの場合

希望波を定格出力で送信し、希望波から(±)五MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から(±)五MHz（複号同順とする。）離れた周波数を中心とする四・五MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より二九デシベル以上低い値であり、かつ、希望波から(±)一〇MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から(±)一〇MHz（複号同順とする。）離れた周波数を中心とする四・五MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より三五デシベル以上低い値であること。

(4) チャネル間隔が一〇MHzの場合

希望波を定格出力で送信し、希望波から(±)一〇MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から(±)一〇MHz（複号同順とする。）離れた周波数を中心とする九MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より二九デシベル以上低い値であり、かつ、希望波から(±)二〇MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から(±)二〇MHz（複号同順とする。）離れた周波数を中心とする九MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より三五デシベル以上低い値であること。

(4) チャネル間隔が一五MHzの場合

希望波を定格出力で送信し、希望波から(±)一五MHz離れた変調のない

不要発射の強度の許容値並びに隣接チャネル漏えい電力の許容値以下であること。

(2) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信装置

ア チャネル間隔が五MHzの場合

希望波を定格出力で送信し、希望波から(±)五MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から(±)五MHz（複号同順とする。）離れた周波数を中心とする四・五MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より二九デシベル以上低い値であり、かつ、希望波から(±)一〇MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から(±)一〇MHz（複号同順とする。）離れた周波数を中心とする四・五MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より三五デシベル以上低い値であること。

イ チャネル間隔が一〇MHzの場合

希望波を定格出力で送信し、希望波から(±)一〇MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から(±)一〇MHz（複号同順とする。）離れた周波数を中心とする九MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より二九デシベル以上低い値であり、かつ、希望波から(±)二〇MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から(±)二〇MHz（複号同順とする。）離れた周波数を中心とする九MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より三五デシベル以上低い値であること。

ウ チャネル間隔が一五MHzの場合

希望波を定格出力で送信し、希望波から(±)一五MHz離れた変調のない

い妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から（一十）一五 MHz（複号同順とする。）離れた周波数を中心とする一三・五 MHz 幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より二九デシベル以上低い値であり、かつ、希望波から（十）三〇 MHz 離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から（一十）三〇 MHz（複号同順とする。）離れた周波数を中心とする一三・五 MHz 幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より三五デシベル以上低い値であること。

(エ) チャンネル間隔が二〇 MHz の場合

希望波を定格出力で送信し、希望波から（十）二〇 MHz 離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から（一十）二〇 MHz（複号同順とする。）離れた周波数を中心とする一八 MHz 幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より二九デシベル以上低い値であり、かつ、希望波を定格出力で送信し、希望波から（十）四〇 MHz 離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から（一十）四〇 MHz（複号同順とする。）離れた周波数を中心とする一八 MHz 幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より三五デシベル以上低い値であること。

イ 連続しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置

複数の搬送波を同時に送信した状態で、各搬送波についてアの許容値を適用する。

ウ 連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置

(ア) 同時に送信する各搬送波のチャンネル間隔の組合せが、五 MHz と五 MHz の組合せの場合

希望波を定格出力で送信し、希望波から（十）九・八 MHz 離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から（一十）九・八 MHz（複号同順とする。）離れた周波数を中心とする九・三 MHz 幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より二九デシベル以上低い値であり、かつ、希望波を定格出力で送信し、希望波から（十）一九・六 MHz 離れた変調のない妨害波を希望波の定

妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から（一十）一五 MHz（複号同順とする。）離れた周波数を中心とする一三・五 MHz 幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より二九デシベル以上低い値であり、かつ、希望波から（十）三〇 MHz 離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から（一十）三〇 MHz（複号同順とする。）離れた周波数を中心とする一三・五 MHz 幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より三五デシベル以上低い値であること。

エ チャンネル間隔が二〇 MHz の場合

希望波を定格出力で送信し、希望波から（十）二〇 MHz 離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から（一十）二〇 MHz（複号同順とする。）離れた周波数を中心とする一八 MHz 幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より二九デシベル以上低い値であり、かつ、希望波を定格出力で送信し、希望波から（十）四〇 MHz 離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から（一十）四〇 MHz（複号同順とする。）離れた周波数を中心とする一八 MHz 幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より三五デシベル以上低い値であること。

格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から（二十）一九・六MHz（複号同順とする。）離れた周波数を中心とする九・三MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より三五デシベル以上低い値であること。

- (4) 同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せが、五MHzと一〇MHzの組合せの場合

希望波を定格出力で送信し、希望波から（仕）一四・九五MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から（二十）一四・九五MHz（複号同順とする。）離れた周波数を中心とする一三・九五MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より二九デシベル以上低い値であり、かつ、希望波を定格出力で送信し、希望波から（仕）二九・九MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から（二十）二九・九MHz（複号同順とする。）離れた周波数を中心とする一三・九五MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より三五デシベル以上低い値であること。

- (5) 同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せが、五MHzと一五MHzの組合せの場合

希望波を定格出力で送信し、希望波から（仕）一九・八MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から（二十）一九・八MHz（複号同順とする。）離れた周波数を中心とする一八・三MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より二九デシベル以上低い値であり、かつ、希望波を定格出力で送信し、希望波から（仕）三九・六MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から（二十）三九・六MHz（複号同順とする。）離れた周波数を中心とする一八・三MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より三五デシベル以上低い値であること。

- (6) 同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せが、一〇MHzと一〇MHzの組合せの場合

希望波を定格出力で送信し、希望波から（仕）一九・九MHz離れた変調

のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から(二十)一九・九MHz(複号同順とする。)離れた周波数を中心とする一八・九MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より二九デシベル以上低い値であり、かつ、希望波を定格出力で送信し、希望波から(廿)三九・八MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から(二十)三九・八MHz(複号同順とする。)離れた周波数を中心とする一八・九MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より三五デシベル以上低い値であること。

- (ケ) 同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せが、五MHzと二〇MHzの組合せの場合

希望波を定格出力で送信し、希望波から(廿)二四・九五MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から(二十)二四・九五MHz(複号同順とする。)離れた周波数を中心とする二二・九五MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より二九デシベル以上低い値であり、かつ、希望波を定格出力で送信し、希望波から(廿)四九・九MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から(二十)四九・九MHz(複号同順とする。)離れた周波数を中心とする二二・九五MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より三五デシベル以上低い値であること。

- (カ) 同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せが、一〇MHzと一五MHzの組合せの場合

希望波を定格出力で送信し、希望波から(廿)二四・七五MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から(二十)二四・七五MHz(複号同順とする。)離れた周波数を中心とする二三・二五MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より二九デシベル以上低い値であり、かつ、希望波を定格出力で送信し、希望波から(廿)四九・五MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から(二十)四九・五MHz(複号同順とする。)離れた周波数を中心

とする二三・二五 MHz 幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より三五デシベル以上低い値であること。

- (イ) 同時に送信する各搬送波のチャンネル間隔の組合せが、一〇 MHz と二〇 MHz の組合せの場合

希望波を定格出力で送信し、希望波から (±) 二九・九 MHz 離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から (±) 二九・九 MHz (複号同順とする。) 離れた周波数を中心とする二七・九 MHz 幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より二九デシベル以上低い値であり、かつ、希望波を定格出力で送信し、希望波から (±) 五九・八 MHz 離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から (±) 五九・八 MHz (複号同順とする。) 離れた周波数を中心とする二七・九 MHz 幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より三五デシベル以上低い値であること。

- (ロ) 同時に送信する各搬送波のチャンネル間隔の組合せが、一五 MHz と一五 MHz の組合せの場合

希望波を定格出力で送信し、希望波から (±) 三〇 MHz 離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から (±) 三〇 MHz (複号同順とする。) 離れた周波数を中心とする二八・五 MHz 幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より二九デシベル以上低い値であり、かつ、希望波を定格出力で送信し、希望波から (±) 六〇 MHz 離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から (±) 六〇 MHz (複号同順とする。) 離れた周波数を中心とする二八・五 MHz 幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より三五デシベル以上低い値であること。

- (ハ) 同時に送信する各搬送波のチャンネル間隔の組合せが、一五 MHz と二〇 MHz の組合せの場合

希望波を定格出力で送信し、希望波から (±) 三四・八五 MHz 離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から (±) 三四・八五 MHz (複号同順とする。) 離

れた周波数を中心とする三二・八五MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より二九デシベル以上低い値であり、かつ、希望波を定格出力で送信し、希望波から（±）六九・七MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から（±）六九・七MHz（複号同順とする。）離れた周波数を中心とする三二・八五MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より三五デシベル以上低い値であること。

(ロ) 同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せが、二〇MHzと二〇MHzの組合せの場合

希望波を定格出力で送信し、希望波から（±）三九・八MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から（±）三九・八MHz（複号同順とする。）離れた周波数を中心とする三七・八MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より二九デシベル以上低い値であり、かつ、希望波を定格出力で送信し、希望波から（±）七九・六MHz離れた変調のない妨害波を希望波の定格出力より四〇デシベル低い送信電力で加えた状態で、希望波から（±）七九・六MHz（複号同順とする。）離れた周波数を中心とする三七・八MHz幅の周波数に輻射される電力が希望波の定格出力より三五デシベル以上低い値であること。

3 設備規則第四十九条の六の十第一項第二号ロの総務大臣が別に告示する基地局又は陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信装置のフレーム長は一〇ミリ秒であること。

4 設備規則第四十九条の六の十第三項第二号の総務大臣が別に告示する陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信装置がキャリアアグリゲーション技術を用いて連続する搬送波を送信する場合に使用する搬送波の周波数帯及び当該搬送波の数は、次の表の上欄に掲げる種別に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

送信の種別	送信する搬送波の周波数帯	キャリアアグリゲーション技術を用いて送信する最大の搬送波の数
連続する搬送波による送信	三・四GHzを超え二・六GHz以下	二

3 設備規則第四十九条の六の十第一項第二号ロの総務大臣が別に告示する基地局又は陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信装置のフレーム長は一〇ミリ秒であること。

4 設備規則第四十九条の六の十第三項第二号の総務大臣が別に告示する陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信装置がキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合に使用する搬送波の周波数帯及び当該搬送波の数は、次の表の上欄に掲げる種別に応じ、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおりとする。

送信の種別	送信する搬送波の周波数帯	キャリアアグリゲーション技術を用いて送信する最大の搬送波の数
同一周波数帯内で連続する搬送波による送信	三・四GHzを超え二・六GHz以下	二

5 設備規則第四十九条の六の十第四項第六号の総務大臣が別に定める陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うもののうち、再生中継方式（受信した電波を復調し、変調し、及び増幅して送信する中継方式をいう。）以外の中継方式のものに限る。）の基地局対向器及び陸上移動局対向器の増幅度特性は、次のとおりとする。

- (1) 送信周波数帯域の最も高い周波数から五MHz高い周波数及び最も低い周波数から五MHz低い周波数における増幅度が二五デシベル以下であること。
- (2) 送信周波数帯域の最も高い周波数から一〇MHz高い周波数及び最も低い周波数から一〇MHz低い周波数における増幅度が二〇デシベル以下であること。
- (3) 送信周波数帯域の最も高い周波数から四〇MHz高い周波数及び最も低い周波数から四〇MHz低い周波数における増幅度が〇デシベル以下であること。

6 設備規則別表第二号第12の4(4)オの総務大臣が別に告示する陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信装置がキャリアアグリゲーション技術を用いて連続する搬送波を送信する場合に当該送信された複数の搬送波の全平均電力の九九パーセントが含まれる周波数の幅は、次の表の上欄に掲げる組合せに応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せ	周波数の幅
五MHzと五MHzの組合せ	九・八MHz以下
五MHzと一〇MHzの組合せ	一四・九五MHz以下
五MHzと一五MHzの組合せ	一九・八MHz以下
五MHzと二〇MHzの組合せ	二四・九五MHz以下
一〇MHzと一〇MHzの組合せ	一九・九MHz以下
一〇MHzと一五MHzの組合せ	二四・七五MHz以下
一〇MHzと二〇MHzの組合せ	一九・九MHz以下
一五MHzと一五MHzの組合せ	三〇MHz以下
一五MHzと二〇MHzの組合せ	三四・八五MHz以下
二〇MHzと二〇MHzの組合せ	三九・八MHz以下

7 設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示する帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

- (1) 基地局の送信装置

5 設備規則第四十九条の六の十第四項第六号の総務大臣が別に定める陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うもののうち、再生中継方式（受信した電波を復調し、変調し、及び増幅して送信する中継方式をいう。）以外の中継方式のものに限る。）の基地局対向器及び陸上移動局対向器の増幅度特性は、次のとおりとする。

- (1) 送信周波数帯域の最も高い周波数から五MHz高い周波数及び最も低い周波数から五MHz低い周波数における増幅度が二五デシベル以下であること。
- (2) 送信周波数帯域の最も高い周波数から一〇MHz高い周波数及び最も低い周波数から一〇MHz低い周波数における増幅度が二〇デシベル以下であること。
- (3) 送信周波数帯域の最も高い周波数から四〇MHz高い周波数及び最も低い周波数から四〇MHz低い周波数における増幅度が〇デシベル以下であること。

6 設備規則別表第二号第12の4(4)オの総務大臣が別に告示する陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信装置がキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合に当該送信された複数の搬送波の全平均電力の九九パーセントが含まれる周波数の幅は、次の表の上欄に掲げる組合せに応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せ	周波数の幅
五MHzと五MHzの組合せ	九・八MHz以下
五MHzと一〇MHzの組合せ	一四・九五MHz以下
五MHzと一五MHzの組合せ	一九・八MHz以下
五MHzと二〇MHzの組合せ	二四・九五MHz以下
一〇MHzと一〇MHzの組合せ	一九・九MHz以下
一〇MHzと一五MHzの組合せ	二四・七五MHz以下
一〇MHzと二〇MHzの組合せ	一九・九MHz以下
一五MHzと一五MHzの組合せ	三〇MHz以下
一五MHzと二〇MHzの組合せ	三四・八五MHz以下
二〇MHzと二〇MHzの組合せ	三九・八MHz以下

7 設備規則別表第三号17(3)の総務大臣が別に告示する帯域外領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

- (1) 基地局の送信装置

離調周波数	不要発射の強度の許容値
五〇 kHz 以上五・〇五 MHz 未満	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が次式により求められる値以下の値 $-5.2-1.4\times(\Delta f-0.05)\text{ dBm}$ Δf は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数（単位 MHz）とする。
五・〇五 MHz 以上一〇・〇五 MHz 未満	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一） -111.2 dBm 以下の値
一〇・五 MHz 以上	任意の一〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一） -113 dBm 以下の値。

注 1 基地局が使用する周波数帯（三・四 GHz を超え三・六 GHz 以下の周波数帯をいう。以下この項において同じ。）の端から一〇 MHz 未満の周波数帯に限り適用する。

2 離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

3 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置にあつては、次のとおりとする。

(1) 同時に送信する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波に関するこの表の許容値を適用する。

(2) 同時に送信する複数の搬送波の間であつて、当該搬送波のうち一のものから一〇 MHz 未満の周波数範囲（当該周波数範囲に同時に送信する他の搬送波の周波数を含まないものに限る。）においては、当該周波数範囲に接する各搬送波に関するこの表の許容値の総和を適用し、同時に送信する搬送波の間であつて、全ての搬送波から一〇 MHz 以上離れた周波数範囲においては、当該周波数範囲に接する各搬送波に関するこの表の許容値を適用する。

離調周波数	不要発射の強度の許容値
五〇 kHz 以上五・〇五 MHz 未満	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が次式により求められる値以下の値 $-5.2-1.4\times(\Delta f-0.05)\text{ dBm}$ Δf は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数（単位 MHz）とする。
五・〇五 MHz 以上一〇・〇五 MHz 未満	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一） -111.2 dBm 以下の値
一〇・五 MHz 以上	任意の一〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が（一） -113 dBm 以下の値。

注 1 基地局が使用する周波数帯（三・四 GHz を超え三・六 GHz 以下の周波数帯をいう。以下この項において同じ。）の端から一〇 MHz 未満の周波数帯に限り適用する。

2 離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の中心周波数までの差の周波数とする。

3 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置にあつては、次のとおりとする。

(1) 同時に送信する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波に関するこの表の許容値を適用する。

(2) 同時に送信する複数の搬送波の間であつて、当該搬送波のうち一のものから一〇 MHz 未満の周波数範囲（当該周波数範囲に同時に送信する他の搬送波の周波数を含まないものに限る。）においては、当該周波数範囲に接する各搬送波に関するこの表の許容値の総和を適用し、同時に送信する搬送波の間であつて、全ての搬送波から一〇 MHz 以上離れた周波数範囲においては、当該周波数範囲に接する各搬送波に関するこの表の許容値を適用する。

4 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

(2) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信装置

ア 一の搬送波を送信する送信装置又は連続しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置

チャンネル 間 隔	離調周波数	不要発射の強度の許容値
五 MHz	一、〇〇〇 kHz 未満	任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 二三・二 dBm 以下の値
	一、〇〇〇 kHz 以上五 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 八・二 dBm 以下の値
	五 MHz 以上六 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 一一・二 dBm 以下の値
	六 MHz 以上一〇 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 一三・二 dBm 以下の値
一〇 MHz	一、〇〇〇 kHz 未満	任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 一六・二 dBm 以下の値
	一、〇〇〇 kHz 以上五 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 八・二 dBm 以下の値
	五 MHz 以上一〇 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 一一・二 dBm 以下の値
	一〇 MHz 以上一五 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 一三・二 dBm 以下の値
一五 MHz	一、〇〇〇 kHz 未満	任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 一八・二 dBm 以下の値
	一、〇〇〇 kHz 以上五 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 八・二 dBm 以下の値

4 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

(2) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信装置

ア 一の搬送波を送信する送信装置

チャンネル間 隔	離調周波数	不要発射の強度の許容値
五 MHz	一、〇〇〇 kHz 未満	任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 二三・二 dBm 以下の値
	一、〇〇〇 kHz 以上五 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 八・二 dBm 以下の値
	五 MHz 以上六 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 一一・二 dBm 以下の値
	六 MHz 以上一〇 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 一三・二 dBm 以下の値
一〇 MHz	一、〇〇〇 kHz 未満	任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 一六・二 dBm 以下の値
	一、〇〇〇 kHz 以上五 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 八・二 dBm 以下の値
	五 MHz 以上一〇 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 一一・二 dBm 以下の値
	一〇 MHz 以上一五 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 一三・二 dBm 以下の値
一五 MHz	一、〇〇〇 kHz 未満	任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 一八・二 dBm 以下の値
	一、〇〇〇 kHz 以上五 MHz 未満	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 八・二 dBm 以下の値

110 MHz	5 MHz 以上 5 MHz 未満	任意の 1、000 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 11・2 dBm 以下の値
	15 MHz 以上 20 MHz 未満	任意の 1、000 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 13・2 dBm 以下の値
	1、000 kHz 未満	任意の 30 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 19・2 dBm 以下の値
	1、000 kHz 以上 5 MHz 未満	任意の 1、000 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 8・2 dBm 以下の値
	5 MHz 以上 20 MHz 未満	任意の 1、000 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 11・2 dBm 以下の値
	20 MHz 以上 25 MHz 未満	任意の 1、000 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 13・2 dBm 以下の値
	満	

注 1 離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の端（送信周波数帯域に近い端に限る。）までの差の周波数とする。

2 連続しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置にあつては、次のとおりとする。

(1) 同時に発射する複数の搬送波の周波数のうち最も高い周波数より高い周波数においては当該最も高い周波数の搬送波、最も低い周波数より低い周波数においては当該最も低い周波数の搬送波のチャンネル間隔に応じたこの表の許容値を満たすこと。

(2) 同時に発射する複数の搬送波の間の周波数範囲においては、各搬送波に関するこの表の許容値（複数の搬送波のうち、一の搬送波のチャンネル間隔に応じたこの表の周波数範囲と他の搬送波のチャンネル間隔に応じたこの表の周波数範囲が重複する場合にあつては、当該一の搬送波のチャンネル間隔に応じたこの表の許容値又は当該他の搬送波のチャンネル間隔に応じたこの表の許容値）を満たすこと。

イ 連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置

110 MHz	5 MHz 以上 5 MHz 未満	任意の 1、000 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 11・2 dBm 以下の値
	15 MHz 以上 20 MHz 未満	任意の 1、000 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 13・2 dBm 以下の値
	1、000 kHz 未満	任意の 30 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 19・2 dBm 以下の値
	1、000 kHz 以上 5 MHz 未満	任意の 1、000 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 8・2 dBm 以下の値
	5 MHz 以上 20 MHz 未満	任意の 1、000 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 11・2 dBm 以下の値
	20 MHz 以上 25 MHz 未満	任意の 1、000 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 13・2 dBm 以下の値
	満	

注 離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の端（送信周波数帯域に近い端に限る。）までの差の周波数とする。

イ 連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置

三・四 GHzを超え三・六 GHz以下の周波数の連続する二の搬送波を送信した状態で、次の表の上欄に掲げる組合せ及び同表の中欄に掲げる離調周波数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値以下であること。

同時に送信する各搬送波のチャンネル間隔の組合せ	離調周波数	不要発射の強度の許容値
五 MHzと五 MHzの組合せ	一 MHz未満	任意の三〇 kHzの帯域幅における平均電力が(二) 一六・一 dBm以下の値
	一 MHz以上五 MHz未満	任意の一 MHzの帯域幅における平均電力が(二) 八・二 dBm以下の値
	五 MHz以上九・八 MHz未満	任意の一 MHzの帯域幅における平均電力が(二) 一一・二 dBm以下の値
	九・八 MHz以上一四・八 MHz未満	任意の一 MHzの帯域幅における平均電力が(二) 一三・二 dBm以下の値
五 MHzと一〇 MHzの組合せ	一 MHz未満	任意の三〇 kHzの帯域幅における平均電力が(二) 一八・一 dBm以下の値
	一 MHz以上五 MHz未満	任意の一 MHzの帯域幅における平均電力が(二) 八・二 dBm以下の値
	五 MHz以上一四・九五 MHz未満	任意の一 MHzの帯域幅における平均電力が(二) 一一・二 dBm以下の値
	一四・九五 MHz以上一九・九五 MHz未満	任意の一 MHzの帯域幅における平均電力が(二) 一三・二 dBm以下の値
五 MHzと一五 MHzの組合せ	一 MHz未満	任意の三〇 kHzの帯域幅における平均電力が(二) 一九・一 dBm以下の値
	一 MHz以上五 MHz未満	任意の一 MHzの帯域幅における平均電力が(二) 八・二 dBm以下の値

三・四 GHzを超え三・六 GHz以下の周波数の連続する二の搬送波を送信した状態で、次の表の上欄に掲げる組合せ及び同表の中欄に掲げる離調周波数の区分に応じ、同表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値以下であること。

同時に送信する各搬送波のチャンネル間隔の組合せ	離調周波数	不要発射の強度の許容値
五 MHzと五 MHzの組合せ	一 MHz未満	任意の三〇 kHzの帯域幅における平均電力が(二) 一六・一 dBm以下の値
	一 MHz以上五 MHz未満	任意の一 MHzの帯域幅における平均電力が(二) 八・二 dBm以下の値
	五 MHz以上九・八 MHz未満	任意の一 MHzの帯域幅における平均電力が(二) 一一・二 dBm以下の値
	九・八 MHz以上一四・八 MHz未満	任意の一 MHzの帯域幅における平均電力が(二) 一三・二 dBm以下の値
五 MHzと一〇 MHzの組合せ	一 MHz未満	任意の三〇 kHzの帯域幅における平均電力が(二) 一八・一 dBm以下の値
	一 MHz以上五 MHz未満	任意の一 MHzの帯域幅における平均電力が(二) 八・二 dBm以下の値
	五 MHz以上一四・九五 MHz未満	任意の一 MHzの帯域幅における平均電力が(二) 一一・二 dBm以下の値
	一四・九五 MHz以上一九・九五 MHz未満	任意の一 MHzの帯域幅における平均電力が(二) 一三・二 dBm以下の値
五 MHzと一五 MHzの組合せ	一 MHz未満	任意の三〇 kHzの帯域幅における平均電力が(二) 一九・一 dBm以下の値
	一 MHz以上五 MHz未満	任意の一 MHzの帯域幅における平均電力が(二) 八・二 dBm以下の値

二〇 MHz と二〇 MHz の組合せ	五 MHz 未満	
	一 MHz 未満	任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 一二・二 dBm 以下の値
	一 MHz 以上五 MHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (二) 八・二 dBm 以下の値
	五 MHz 以上三九・八 MHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (二) 一一・二 dBm 以下の値
	三九・八 MHz 以上四四・八 MHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (二) 一三・二 dBm 以下の値

注 離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の端（送信周波数帯域に近い端に限る。）までの差の周波数とする。

8 設備規則別表第三号 17 (3) の総務大臣が別に告示するスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1) 基地局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九 kHz 以上一五〇 kHz 未満	任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 一三 dBm 以下の値
一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満	任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 一三 dBm 以下の値
三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 一三 dBm 以下の値
一、〇〇〇 MHz 以上一・八 GHz 未満（一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下を除く。）	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 一三 dBm 以下の値
一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下	任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 四一 dBm 以下の値

注 1 基地局が使用する周波数帯の端から一〇 MHz 以上離れた周波数帯に限

二〇 MHz と二〇 MHz の組合せ	五 MHz 未満	
	一 MHz 未満	任意の三〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 一二・二 dBm 以下の値
	一 MHz 以上五 MHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (二) 八・二 dBm 以下の値
	五 MHz 以上三九・八 MHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (二) 一一・二 dBm 以下の値
	三九・八 MHz 以上四四・八 MHz 未満	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (二) 一三・二 dBm 以下の値

注 離調周波数は、送信周波数帯域の端（不要発射の強度の測定帯域に近い端に限る。）から不要発射の強度の測定帯域の端（送信周波数帯域に近い端に限る。）までの差の周波数とする。

8 設備規則別表第三号 17 (3) の総務大臣が別に告示するスプリアス領域における不要発射の強度の許容値は、次に定めるとおりとする。

(1) 基地局の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九 kHz 以上一五〇 kHz 未満	任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 一三 dBm 以下の値
一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満	任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 一三 dBm 以下の値
三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 一三 dBm 以下の値
一、〇〇〇 MHz 以上一・八 GHz 未満（一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下を除く。）	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 一三 dBm 以下の値
一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下	任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 四一 dBm 以下の値

注 1 基地局が使用する周波数帯の端から一〇 MHz 以上離れた周波数帯に限

り適用する。

- 2 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。
- 3 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置にあつては、当該複数の搬送波を送信した状態で、この表の許容値を適用する。この場合において、複数の空中線から同時に電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

(2) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九 kHz 以上一五〇 kHz 未満	任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六 dBm 以下の値
一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満	任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六 dBm 以下の値
三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満（七七三 MHz 以上八〇三 MHz 以下、八六〇 MHz 以上八九〇 MHz 以下及び九四五 MHz 以上九六〇 MHz 以下を除く。）	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六 dBm 以下の値
七七三 MHz 以上八〇三 MHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五〇 dBm 以下の値
八六〇 MHz 以上八九〇 MHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五〇 dBm 以下の値
九四五 MHz 以上九六〇 MHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五〇 dBm 以下の値
一、〇〇〇 MHz 以上一八 GHz 未満（一、八三九・九 MHz 以上一、八七九・九 MHz 以下、二、〇一〇 MHz 以上二、〇二五 MHz 以下及び二、一一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下を除く。）	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三〇 dBm 以下の値

り適用する。

- 2 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。
- 3 複数の搬送波を同時に送信する一の送信装置にあつては、当該複数の搬送波を送信した状態で、この表の許容値を適用する。この場合において、複数の空中線から同時に電波を送信する送信装置にあつては、各空中線端子に不要発射の強度の許容値を適用する。

(2) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものを除く。）の送信装置

周波数	不要発射の強度の許容値
九 kHz 以上一五〇 kHz 未満	任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六 dBm 以下の値
一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満	任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六 dBm 以下の値
三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満（七七三 MHz 以上八〇三 MHz 以下、八六〇 MHz 以上八九〇 MHz 以下及び九四五 MHz 以上九六〇 MHz 以下を除く。）	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六 dBm 以下の値
七七三 MHz 以上八〇三 MHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五〇 dBm 以下の値
八六〇 MHz 以上八九〇 MHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五〇 dBm 以下の値
九四五 MHz 以上九六〇 MHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五〇 dBm 以下の値
一、〇〇〇 MHz 以上一八 GHz 未満（一、八三九・九 MHz 以上一、八七九・九 MHz 以下、二、〇一〇 MHz 以上二、〇二五 MHz 以下及び二、一一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下を除く。）	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三〇 dBm 以下の値

一、八三九・九 MHz 以上一、八七九・九 MHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(二)五〇 dBm 以下の値
二、〇一〇 MHz 以上二、〇一五 MHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(二)五〇 dBm 以下の値
二、一一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(二)五〇 dBm 以下の値

注 1 三・四 GHz 未満又は三・六 GHz を超える周波数帯については、五 MHz をチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一・二・五 MHz 以上、一〇 MHz をチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二〇 MHz 以上、一五 MHz をチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二七・五 MHz 以上、二〇 MHz をチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から三五 MHz 以上離れた周波数帯に限り、表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を適用する。

2 注 1 の規定にかかわらず、三・四 GHz を超え三・六 GHz 以下の周波数の中から連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置にあつては、三・四 GHz 未満又は三・六 GHz を超える周波数帯において、送信周波数帯域(当該連続する二の搬送波に属する送信周波数帯域の和をいう。)の中心周波数から、同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せが五 MHz と五 MHz の組合せの場合は一九・七 MHz 以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが五 MHz と一〇 MHz の組合せの場合は二七・四二五 MHz 以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが五 MHz と一五 MHz の組合せの場合は三四・七 MHz 以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが五 MHz と二〇 MHz の組合せの場合は四一・四二五 MHz 以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが一〇 MHz と一〇 MHz の組合せの場合は三四・八五 MHz 以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが一〇 MHz と一五 MHz の組合せの場合は四二・一一五 MHz 以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが一〇 MHz と二〇 MHz の組合せの場合は四九・八五 MHz 以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが一五 MHz と一五 MHz の組合せの場合は五〇 MHz 以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが一五 MHz と二〇 MHz の組合せの場合は五七・二七五 MHz 以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが二〇 MHz と二〇

一、八三九・九 MHz 以上一、八七九・九 MHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(二)五〇 dBm 以下の値
二、〇一〇 MHz 以上二、〇一五 MHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(二)五〇 dBm 以下の値
二、一一〇 MHz 以上二、一七〇 MHz 以下	任意の一、〇〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が(二)五〇 dBm 以下の値

注 1 三・四 GHz 未満又は三・六 GHz を超える周波数帯については、五 MHz をチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から一・二・五 MHz 以上、一〇 MHz をチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二〇 MHz 以上、一五 MHz をチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から二七・五 MHz 以上、二〇 MHz をチャネル間隔とする送信装置にあつては送信周波数帯域の中心周波数から三五 MHz 以上離れた周波数帯に限り、表の下欄に掲げる不要発射の強度の許容値を適用する。

2 注 1 の規定にかかわらず、三・四 GHz を超え三・六 GHz 以下の周波数の中から連続する二の搬送波を同時に送信する送信装置にあつては、三・四 GHz 未満又は三・六 GHz を超える周波数帯において、送信周波数帯域(当該連続する二の搬送波に属する送信周波数帯域の和をいう。)の中心周波数から、同時に送信する各搬送波のチャネル間隔の組合せが五 MHz と五 MHz の組合せの場合は一九・七 MHz 以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが五 MHz と一〇 MHz の組合せの場合は二七・四二五 MHz 以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが五 MHz と一五 MHz の組合せの場合は三四・七 MHz 以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが五 MHz と二〇 MHz の組合せの場合は四二・四二五 MHz 以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが一〇 MHz と一〇 MHz の組合せの場合は三四・八五 MHz 以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが一〇 MHz と一五 MHz の組合せの場合は四二・一一五 MHz 以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが一〇 MHz と二〇 MHz の組合せの場合は四九・八五 MHz 以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが一五 MHz と一五 MHz の組合せの場合は五〇 MHz 以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが一五 MHz と二〇 MHz の組合せの場合は五七・二七五 MHz 以上離れた周波数帯、当該チャネル間隔の組合せが二〇 MHz と二〇 MHz の組合せの

MHz の組合せの場合は六四・七 MHz 以上離れた周波数帯について、この表の許容値を適用する。

3) 連続しない複数の搬送波を同時に送信する送信装置にあつては、各搬送波に関するこの表の許容値（複数の搬送波のうち、一の搬送波のチャンネル間隔に応じた注 1 の周波数範囲と他の搬送波のチャンネル間隔に応じたこの表の周波数範囲が重複する場合にあつては、当該一の搬送波のチャンネル間隔に応じたこの表の許容値又は当該他の搬送波のチャンネル間隔に応じたこの表の許容値）を満たすこと。ただし、当該同時に発射する複数の搬送波のうち、一の搬送波のチャンネル間隔に応じた注 1 の周波数範囲と他の搬送波のチャンネル間隔に応じた第七号(2)アの表の周波数範囲が重複する場合は、この限りではない。

(3) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）の送信装置

ア 陸上移動局対向器に係るもの

周波数	不要発射の強度の許容値
九 kHz 以上一五〇 kHz 未満	任意の 1 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 二三 dBm 以下の値
一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満	任意の 10 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 二三 dBm 以下の値
三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満	任意の 100 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 二三 dBm 以下の値
一、〇〇〇 MHz 以上一八 GHz 未満（一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下を除く。）	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が (二) 二三 dBm 以下の値
一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下	任意の 300 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 五一 dBm 以下の値

注 送信周波数帯域の端から一〇 MHz 以上離れた周波数帯に限り適用する。

イ 基地局対向器に係るもの

周波数	不要発射の強度の許容値
九 kHz 以上一五〇 kHz 未満	任意の 1 kHz の帯域幅における平均電力

場合は六四・七 MHz 以上離れた周波数帯について、この表の許容値を適用する。

(3) 陸上移動局（携帯無線通信の中継を行うものに限る。）の送信装置

ア 陸上移動局対向器に係るもの

周波数	不要発射の強度の許容値
九 kHz 以上一五〇 kHz 未満	任意の 1 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 二三 dBm 以下の値
一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満	任意の 10 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 二三 dBm 以下の値
三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満	任意の 100 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 二三 dBm 以下の値
一、〇〇〇 MHz 以上一八 GHz 未満（一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下を除く。）	任意の 1 MHz の帯域幅における平均電力が (二) 二三 dBm 以下の値
一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下	任意の 300 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 五一 dBm 以下の値

注 送信周波数帯域の端から一〇 MHz 以上離れた周波数帯に限り適用する。

イ 基地局対向器に係るもの

周波数	不要発射の強度の許容値
九 kHz 以上一五〇 kHz 未満	任意の 1 kHz の帯域幅における平均電力

一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満	任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六 dBm 以下の値
三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六 dBm 以下の値
一、〇〇〇 MHz 以上一八 GHz 未満 (一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下を除く。)	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 三〇 dBm 以下の値
一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下	任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五一 dBm 以下の値

注 送信周波数帯域の端から一〇 MHz 以上離れた周波数帯に限り適用する。

(4) 陸上移動中継局の送信装置

ア 陸上移動局 (携帯無線通信の中継を行うものを除く。) と通信を行うもの

周波数	不要発射の強度の許容値
九 kHz 以上一五〇 kHz 未満	任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 二三 dBm 以下の値
一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満	任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 二三 dBm 以下の値
三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 二三 dBm 以下の値
一、〇〇〇 MHz 以上一八 GHz 未満 (一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下を除く。)	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 二三 dBm 以下の値
一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下	任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五一 dBm 以下の値

注 送信周波数帯域の端から一〇 MHz 以上離れた周波数帯に限り適用する。

イ 基地局と通信を行うもの

一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満	任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六 dBm 以下の値
三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 三六 dBm 以下の値
一、〇〇〇 MHz 以上一八 GHz 未満 (一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下を除く。)	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 三〇 dBm 以下の値
一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下	任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五一 dBm 以下の値

注 送信周波数帯域の端から一〇 MHz 以上離れた周波数帯に限り適用する。

(4) 陸上移動中継局の送信装置

ア 陸上移動局 (携帯無線通信の中継を行うものを除く。) と通信を行うもの

周波数	不要発射の強度の許容値
九 kHz 以上一五〇 kHz 未満	任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 二三 dBm 以下の値
一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満	任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 二三 dBm 以下の値
三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 二三 dBm 以下の値
一、〇〇〇 MHz 以上一八 GHz 未満 (一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下を除く。)	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (一) 二三 dBm 以下の値
一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下	任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (一) 五一 dBm 以下の値

注 送信周波数帯域の端から一〇 MHz 以上離れた周波数帯に限り適用する。

イ 基地局と通信を行うもの

周波数	不要発射の強度の許容値
九 kHz 以上一五〇 kHz 未満	任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 三六 dBm 以下の値
一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満	任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 三六 dBm 以下の値
三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 三六 dBm 以下の値
一、〇〇〇 MHz 以上一八 GHz 未満 (一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下を除く。)	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (二) 三〇 dBm 以下の値
一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下	任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 四一 dBm 以下の値

注 送信周波数帯域の端から一〇 MHz 以上離れた周波数帯に限り適用する。

周波数	不要発射の強度の許容値
九 kHz 以上一五〇 kHz 未満	任意の一 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 三六 dBm 以下の値
一五〇 kHz 以上三〇 MHz 未満	任意の一〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 三六 dBm 以下の値
三〇 MHz 以上一、〇〇〇 MHz 未満	任意の一〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 三六 dBm 以下の値
一、〇〇〇 MHz 以上一八 GHz 未満 (一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下を除く。)	任意の一 MHz の帯域幅における平均電力が (二) 三〇 dBm 以下の値
一、八八四・五 MHz 以上一、九一五・七 MHz 以下	任意の三〇〇 kHz の帯域幅における平均電力が (二) 四一 dBm 以下の値

注 送信周波数帯域の端から一〇 MHz 以上離れた周波数帯に限り適用する。